平成２８年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

認知症施策における民間活力を活用した課題解決スキーム等の官民連携モデルに関する調査研究事業

報　告　書

平成２９年３月

みずほ情報総研株式会社

－目　次－

第１章　本事業の概要 1
１．本事業の目的 3
２．本事業の全体像 5
３．検討会の設置 6

第２章　ソーシャル・インパクト・ボンドについて 7
１．SIB のねらいと仕組 9
２．SIB の取組事例 12

第３章　認知症施策における SIB 導入にあたっての課題 13
１．SIB 導入にあたっての検討のながれ（全体像） 15
２．認知症施策分野を対象に SIB 導入を検討する上での課題 19
３．認知症施策分野における SIB 導入を進める上での検討課題 25

第４章　新たなサービスを官民連携で地域の中に創り出すための
認知症の人と家族のニーズ調査 27
第４章－１　インタビュー調査
１．インタビュー調査の概要 29
２．インタビュー調査の結果 32
３．インタビュー調査のまとめ 37
第４章―２　アンケート調査
１．アンケート調査の概要 39
２．アンケート調査の結果 40
３．アンケート調査のまとめ 56

第５章　自治体インタビュー調査 59
１．実施概要 61
２．インタビュー調査結果（SIB に関する先進的取組自治体）
〇横須賀市（神奈川県） 64
〇東近江市（滋賀県） 71
〇うきは市（福岡県） 78
３．インタビュー調査結果（高齢者福祉、認知症施策先進的取組自治体）
〇世田谷区（東京都） 84
〇武蔵野市（東京都） 90
〇町田市（東京都） 95

資料編：アンケート調査票

第１章　本事業の概要

１．本事業の目的

（１）背景

【認知症高齢者等が地域で暮らし続ける上での課題】

全国の自治体では、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」等に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業や、包括的支援事業・任意事業等の中で、認知症の人を含む高齢者等への生活支援、普及・啓発等の取組を進めているところである。今後、市町村が中心となり、地域包括ケアシステムを構築していく中で、これらの行政施策等の展開が期待される。

一方で、認知症は、進行抑制、状態の維持を図るために継続的な医学的管理の下、中核症状、行動･心理症状（ＢＰＳＤ）に対応しながら、安全に自立的な生活を続けられるように、周囲の関わりや、きめ細やかな支援を必要とする場合もある。しかしながら、地域によっては、人口減少、共働き世帯、高齢者単独世帯、独居高齢者世帯の割合が増加傾向にあり、地域の見守り力、家族介護力の低下が顕在化している場合もある。そのため、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることは、必ずしも容易ではない状況も存在する。さらに、認知症の人やその家族の視点を重視し、その人らしい暮らしを支える仕組が不可欠であり、地域包括ケアシステムを活用し、きめこまやかな支援体制を創出していくことが重要な課題であるといえる。

【支援の質向上と社会保障制度の効率化に向けて】

医療・介護サービスの質の向上、量的拡大を社会保障制度の枠組のみならず、地域住民の力、さらに多様なサービス提供主体が参画する体制づくりが目指されている。その背景として、労働力人口が減少する一方、後期高齢者人口が激増する人口構成においては、社会保障給付、国民負担の伸びを抑制しながら、国、自治体として持続可能な社会保障制度の在り方を模索することが求められていることが挙げられる。

そのため、将来に向けて、地域の関係機関、NPO 法人、民間事業者等といった多様な主体による支援の質的、量的充実を図りながら、社会保障制度の効率化を実現するための方策の検討が必要であると考えられる。

【「ニッポン一億総活躍プラン」：地域共生社会の実現】

第 4 回一億総活躍国民会議に示された「「ニッポン一億総活躍プラン」に向けた厚生労働省の取組方針（平成 28 年 1 月 29 日,資料 4）では、「一億総括役社会」の理念を具体化すべく、誰もが多様性を重視され、包摂される社会、家庭で、地域で、職場で誰もが活躍できる社会、「成長と分配の好循環」を生み出す社会システムを基本コンセプトとして、対策の柱と検討事項が示された。また、その対策の柱の 1 つとして「家庭や地域での活躍を支える新たな時代の地域づくり」が掲げられ、ソーシャル・インパクト・ボンド（ＳＩＢ）をはじめとする、民間資金の活用促進を含めた、対策案の検討項目が示された。

1)包括的・総合的な相談支援体制の整備

2)高齢・障害･児童等の福祉サービスの一体的な提供の普及促進

3)地域の住民互助の育成支援など地域コミュニティの一体的な提供の普及促進
4)民間資金の活力促進（SIB、寄付等）など

【解決策の１つとしての民間活力・資金の活用】

多様な社会的問題に対して試行されてきた、民間活力・資金を活用した手法を応用し、医療・介護分野の質の向上、サービスの充実、社会保障の効率化を目指し、ソーシャルイノベーションを実現するための方策について検討が行われている。

その１つに、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）がある。「SIB は官民連携の投資手法である。元々行政が行っていた公共サービスを民間の NPO や社会的企業に委託し、その事業費を投資家から調達。事業が実際に成果を挙げた場合に、削減された行政コストを原資に投資家に対して償還を行う仕組みである。」（「日本における社会的投資最前線（the Frontline of SOCIAL INVESTMENT in JAPAN）」（日本財団）。

英国では軽犯罪による受刑者の再犯率低下を実現した事例があり、日本においても社会的テーマを対象にモデル事業による実証検証等が進められている。

今後、認知症高齢者等が、安心して地域の中で生活を継続できるようにするためには、サービス質的・量的充実を加速化する起爆剤の 1 つとして、民間活力を活用した、官民連携による課題解決スキームを導入が期待される。

そのためには、医療・介護分野ならではの課題の抽出、具体的な取組方法の共有、社会的インパクト評価のあり方、その効果検証等は、早急に取組むべき重要なテーマであるといえる。

（２）目的

本事業は、認知症高齢者等を対象に、地域住民とのつながり、趣味や役割活動等を維持しながら、地域の中で生活を継続していくための支援体制の充実を目指し、認知症施策の実施手法の１つとして、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による官民連携による課題解決スキーム導入に関する課題の検討を行った。

今後、全国でおいてこうした取組の導入可能性を検討する際の基礎資料を提供することを目指し実施した。

視点①：認知症施策の領域において、官民連携による課題解決スキームである SIBの仕組を導入する上で**どのような課題が想定されるのか**
・導入にあたり想定される課題。
・認知症施策領域への SIB の仕組を活用することの適応可能性。

視点②：認知症高齢者等が、地域の中で生活を継続していくための支援体制の充実にあたり、**どのような支援ニーズが存在するのか**

視点③：多様なニーズに応える上で、**既存サービス等における課題は何か**
・民間事業者によって創意工夫できる余地が限定される傾向（報酬基準、要件による縛り等）。
・公的サービスと民間サービスの混合利用制限
・新たなサービス・創意工夫を生み出しにくい

２．本事業の全体像

本事業では、以下の 3 つ調査を実施し、認知症施策の実施手法として、ソーシャル・インパクト・ボンドによる官民連携による課題解決スキーム導入に関する課題の検討を行った。

（１）ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題等に関する検討

自治体インタビュー調査等の結果をもとに、有識者や自治体関係者で構成する検討会での議論を通じて、認知症施策の領域においてソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題等に関する検討を行った。

その際、1)行政の立場から見た導入にあたっての課題、2)認知症施策領域への SIB の仕組を活用することの適応可能性ーについて検討を行った。

⇒第３章　掲載

（２）認知症高齢者等が地域での生活を継続していく上でのニーズ把握

認知症高齢者等が、地域での生活を継続していくための支援体制の充実にあたり、どのような支援・地域づくりが必要であるのか、ニーズの把握を行った。それらの結果をもとに、今後の認知症施策における官民連携の目的、ターゲットを整理するとともに、①公的サービス等の課題、②ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用することを想定した場合に生じる課題ーについて議論するための素材として活用することを目指した。

⇒第４章　掲載

（３）自治体インタビュー調査によるソーシャル・インパクト・ボンドの導入に関する実態、および認知症施策領域において SIB の仕組を活用する上での課題の把握

本事業では、1)SIB の導入実績がある自治体、2)認知症施策に関する先進的取組自治体（SIB の導入はなし）を対象にインタビュー調査を実施した。

調査にあたっては、①事業の概要、②実施時の課題等、③既存の認知症関連のサービスではカバーされていない支援ニーズや、④認知症施策の領域においてソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題　等について情報提供を求めた。

また、

⇒第５章　掲載

３．検討会の設置

本事業の実施にあたっては、調査の視点、調査項目、調査結果を踏まえた課題の抽出等について検討を行うため、有識者および自治体関係者等で構成される検討会を設置し議論を行った。

委　員　構　成

（五十音順・敬称略／〇：座長）

氏　名	所　属
阿部　佳世	公益社団法人認知症の人と家族の会
五十嵐　中	東京大学大学院薬学系研究科医薬政策学　特任准教授
〇伊藤　健	慶応義塾大学大学院・政策メディア研究科　特任講師
岡田　誠	一般社団法人認知症フレンドリージャパン・イニシアチブ
落合　千華	慶応義塾大学大学院・政策メディア研究科
増岡　寿	福岡県　うきは市　保健課　課長
町永　俊夫	福祉介護評論課・ジャーナリスト
若野　達也	一般社団法人　SPS ラボ若年認知症サポートセンター「きずなや」

【オブザーバー】
大田　秀隆　　厚生労働省老健局　総務課　認知症施策推進室　専門官
山田　義人　　厚生労働省老健局　総務課　室長補佐

【事　務　局】
山本　眞理　　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部
齊堂　美由季　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部
古川　裕子　　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部

第２章　ソーシャル・インパクト・ボンドについて

１．SIB のねらいと仕組

（１）官民連携による課題解決スキーム導入の背景

人口減少、高齢化が伸展する中、社会的課題の多様化・複雑化が進んでいる。

これらの社会的課題の解決に取組意欲のあるあらゆる主体（地域の関係機関、NPO 法人、民間事業者等）が公益活動の新たな担い手として活躍し、知恵や技術等を最大限活用し、成長できる循環システムが求められている。その実現方策として、社会的課題等に対し、関係者がその解決に向けて計画を策定し、目標設定、達成度を評価する方法、関係者間の役割分担、資金調達を含めた事業の在り方について協議を行い、合意形成を図りながら進める取組みが試行されている。目標設定や評価にあたっては、「短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム」である社会的インパクトを設定し、それを評価し（社会的インパクトを定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値判断を加えること）、それに基づいて行政の社会政策と民間事業者が連携し、それぞれの活動の生産性を向上することが期待されている。

こうした問題意識に基づいて、昨今、社会的インパクトを最大化させる社会的投資により社会的インパクトを最大化することを目指す方策の 1 つとしてソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）が注目されている。

地域福祉・健康づくりの分野においても、地域の社会的課題の解決に向けた効率的・効果的な福祉・医療事業の実施を促すための方策の 1 つとして SIB の仕組に関する導入可能性が検討されつつある。

資料：「社会的インパクト評価の推進に向けて」社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ,平成 28 年 3 月）

【地域福祉・健康づくり分野】

⇒地域で必要な福祉・医療事業は、行政主導の事後的なアプローチが中心。

⇒このため、行政主導のアプローチに適合しない取組への対応が不十分。

・予防的な取組などの行政の手が届きにくい分野への取組

・行政が設定する報酬基準や補助事業の要件に該当しない新しい取組

⇒その結果、地域の社会的課題の解決に向けた効率的・効果的な福祉・医療事業の実施に支障を生じている側面。

・深刻な状態から支援を行うことで、結果として多くの公的な支出の発生

・民間事業者の創意工夫を活かした効果的な事業展開が阻害される状況

資料：厚生労働省「SIB への期待とモデル事業の構想について」

（２）SIB について

上述したように、社会課題が複雑化・多様化する現在、それら多様な社会的問題に対してこれまで試行されてきた、民間活力・資金を活用した手法を公的サービスに応用し、医療・介護分野の質の向上、サービスの充実、社会保障の効率化を目指し、ソーシャルイノベーションを実現するための方策についても検討が行われている。

その 1 つに、ソーシャル・インパクト・ボンドがある。ソーシャル・インパクト・ボンドとは、「官民連携の投資手法である。元々行政が行っていた公共サービスを民間の NPO や社会的企業に委託し、その事業費を投資家から調達。事業が実際に成果を挙げた場合に、削減された行政コストを原資に投資家に対して償還を行う仕組みである。」（「日本における社会的投資最前線（the Frontline of SOCIAL INVESTMENT in JAPAN）」（日本財団）。

諸外国では、SIB の仕組を活用した様々な取組が試行されている。例えば、イギリスでは、SIB の仕組を導入した事業により、軽犯罪による受刑者の再犯率低下を実現した事例がある。

日本においても養子縁組、若年失業者の就労支援、がん検診、糖尿病重症化予防等、様々な社会的テーマを対象にモデル事業による実証検証等が進められている。

【ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組の想定】

①行政は、社会的課題に対する目標を設定し、民間事業者を募集
②民間事業者は、目標達成の方策提示
③行政と民間事業者は、目標と目標達成時に支払う報酬額を契約で定める
④評価機関は、目標の達成度合いを評価
⑤行政は、評価機関の評価及び民間事業者との契約に基づき報酬を支払う

資料：厚生労働省「SIB への期待とモデル事業の構想について」

（３）SIB によりもたらされるもの

ソーシャル・インパクト・ボンドの導入によって、もたらされるメリットとして、以下が指摘されている。SIB を組成することによって、公的サービスの質の向上・効率化、新たなサービスの創出、多様な資金調達の手段を得ることができると考えられる。

①行政は、社会課題を解決することによって、行政としてのあるべき機能を果たすことができる。案件によっては実質的な行政コストを削減することもできる。
②受益者のうち、サービス利用者（直接的な受益者）は、ニーズに応じたサービスの提供を受けられ、住民（間接的な受益者）は、社会課題の解決による社会の安全・安心等を得られる。
③サービス実施主体は、運営資金の確保、長期契約による雇用の安定、利用者からの信頼向上等といった幅広いメリットが得られる。
④投資家は、成果の達成によって社会的・財務的リターンを獲得する機会を得られる。
⑤中間支援組織は、SIB の実施可能性調査、契約交渉等の新たなビジネスの機会を得る。

資料：神奈川県政策研究・大学連携センター「ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題」,p.10

（４）SIB の仕組

SIB は、福祉や保健、教育等の公的領域のサービスを、革新的で予防的なサービスを持つ民間事業者を活用することによって、その生産性を向上させることにより、社会課題等の解決を図るものである。

サービス提供者は、これまで行政が提供してきたがその効果が十分ではないサービス、あるいは社会的なニーズがあるが、行政がサービスを提供できなかったサービスについて、民間事業で培ったノウハウを以って事業を実施する(②)。資金ニーズがあるときには、投資家や財団のような資金提供者が、当初の事業資金を提供する。民間資金の導入によって、事業リスクのある事業に行政が予算投入が難しい場合でも、社会実験としての SIB を実施することで、公的サービスの改善のための当初資金を獲得することが可能である(①)。

事業の成果については、サービス評価機関が事前に合意された指標(②)を以って事業評価を行い(③)、行政を含む参加ステークホルダーにその結果を報告(④)する。行政はその結果を以って資金提供者に対して、事前に合意された水準での支払いを実行する（⑤、⑥）

SIB は、上記のように成果評価が実施されることにより、事業成果が可視化され、またその成果水準に紐づいた事業費の支払いが行われることがその最大の特徴である。このような SIB の仕組みによって、事業を実施したが実際には成果が上がらず、公的資金が無駄になる事態を回避できるのと同時に、資金提供者がそのリターンを確保しようという動機もあり、事業の生産性の向上に向けて、事業の運営等についての支援を行うところにある（資料：「SIB への期待とモデル事業の構想について」厚生労働省）。

ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組

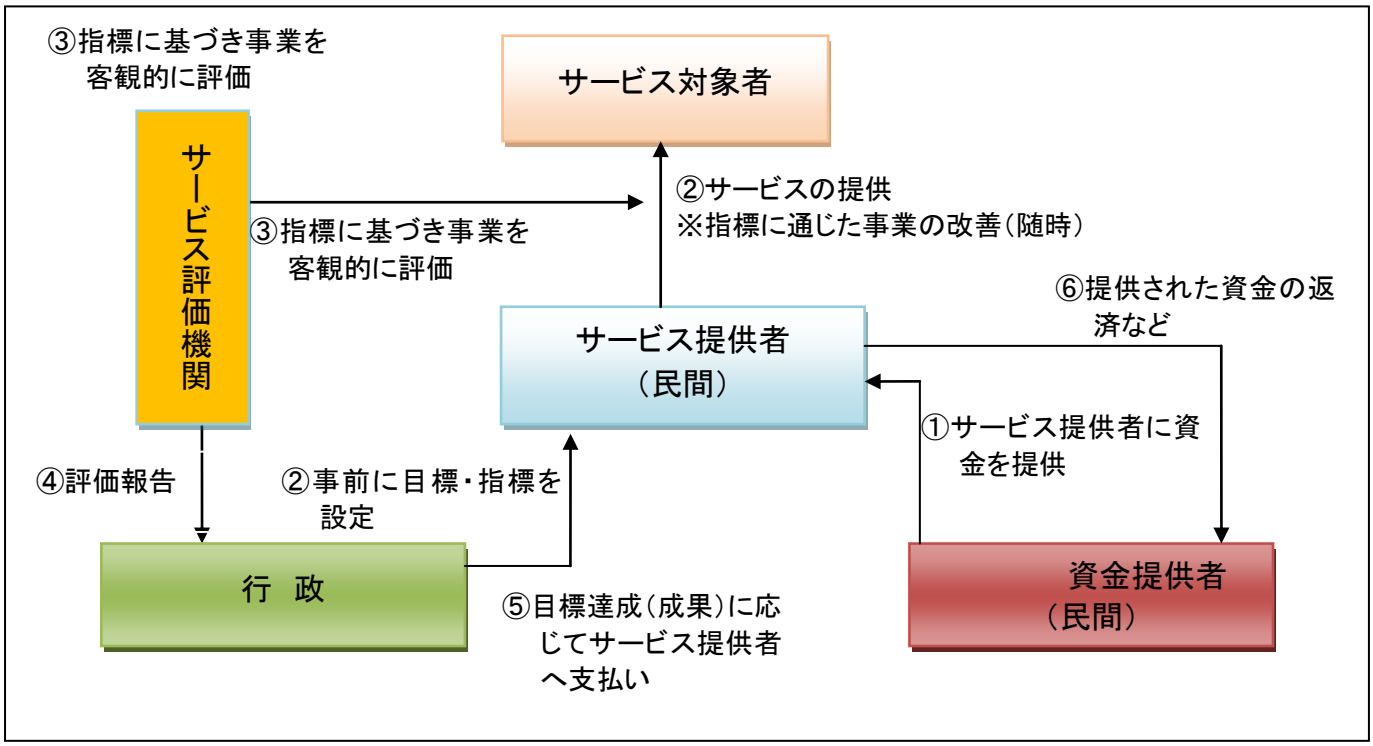

●事業を測る指標を基に目標を設定。　　●目標達成（成果）に基づき事業費を支払う。

注：成果の支払は、匿名組合のようなファンドが設置されて、ファンドと行政、ファンドと事業実施者、ファンドと資金提供者の間にそれぞれ契約が交わされることが一般的である。

出典：「SIB への期待とモデル事業の構想について」厚生労働省

２．SIB の取組事例

事例：Ways to Wellness ： WtW（イギリス・ニューカッスル）

概　要

・リンクワーカーを活用して生活習慣改善や社会参加を促進。

・WtW 運営団体への支払い基準はアウトカム評価、サービス提供者への支払い基準はプロセス評価を採用。

①対象者

ニューキャッスルの貧困地域に住む、規定の慢性疾患を有する 40~75 歳の市民。

※対象疾患選定のポイント

・比較対象群として使用できるデータが存在すること。

・当該疾患に関する将来的な医療介入を防ぐことで医療費削減につながることを示すことができるだけのデータの蓄積があること。

②介入内容

利用者自身の自己管理に対するモチベーションを高め、長期的な生活習慣や行動の変容を実現することを目的に、リンクワーカーが 6 か月間にわたり介入を行う。利用者は、かかりつけ医（GP）からの紹介を受けて、担当のリンクワーカーが決定する。

③効果測定

WtW を運営する組織（Ways to Wellness Ltd）は、下記の２つの成果指標に応じて報酬を受け取り、投資家に返済を行う。

「行動・生活の変化」

Wellbeing Star と呼ばれるアウトカム測定ツールを用いて、患者の生活習慣や自己管理、経済状況、社会参加、人間関係、メンタルの状況を数値化した。利用者は 1 か月ごとに Wellbeing Star を測定し、その結果に応じて成果報酬が支払われる。

「二次的医療費の削減」

対象地域（ニューキャッスル西部）と比較対照地域（ニューキャッスル北部・東部）の年間の二次医療費の金額の差に応じて、成果報酬が支払われる。

④サービス提供者への支払い基準

サービス提供を行う事業者は、以下の 3 つの成果指標に応じて報酬を受け取る。

・GP を通じてリンクワーカーとつながった利用者の人数（125£／人）。

・リンクワーカーと継続的につながり、6 か月後に Wellbeing Star に記入した利用者数（100£／人）。

・6 か月間の介入終了後もリンクワーカーと繋がった利用者の人数。15 か月後およびその後 6 か月ごとに支払われる（50£／人）。

本事例では、成果指標は、アウトカム指標ではなくプロセス指標に基づいている。こうした指標を設定した理由は、1)サービス提供者が、成果を過大に見せる逆インセンティブを防ぐため、2)成果が出なかった場合を想定し、リスクに耐えられない小規模事業者も参加できるようにするためーである。

資料：榎本一郎、金子郁容　編著、「ソーシャルインパクト・ボンドとは何か」ミネルヴァ書房

第３章　認知症施策におけるSIB導入にあたっての課題

１．SIB 導入にあたっての検討のながれ（全体像）

第 2 章で述べたように、SIB には、1)公的サービスの質向上・効率化、2)新たなサービスの創出（社会的課題の解決手段の提供）、3)多様な資金の調達手段の提供等の多様な側面がある。実際の SIB の導入にあたっては、自治体や事業者がどのような SIB の機能を活用し、どのような社会課題を解決したいのかについての事前の十分な検討が必要となる。

本章では、こうした SIB の多様性に対応するために、以下に SIB 導入にあたっての検討の流れを整理した。

（１）SIB 導入による社会的な効用の定義と共通認識の構築

SIB 導入にあたっては、社会的課題等に対する第三者（民間事業者、NPO 法人等）による介入によってどのような結果や成果を期待するのかについての関係者間での共通認識の確立が絶対条件である。

また上述したように、SIB の仕組を活用することによって、公的サービスの質向上・効率化、新たなサービスの創出の促進、さらに、公的財源のみならず多様な資金調達手段を得ることーといったように、複数のねらいが並存しうる。

SIB に特徴的なのは、「ブラックボックス・アプローチ」と呼ばれるアウトカム志向の業務委託の仕組みである。通常の業務委託が詳細に事業実施の詳細な仕様を定めてから事業者に発注するのに対して、SIB における事業では、行政は事業者に対して成果指標のコミットメントを求めるが、事業の仕様やプロセスについては期中の変更も含めて一定の自由度が与えられる。

このように、SIB の仕組を活用することを検討する際には、どのような特徴を期待する成果とするのかによって、参加する各ステークホルダーの意識合わせが重要であり、それに伴って準備の必要な事項が異なってくる。また、資金の提供者が財団のような慈善的な資金提供者か、あるいは銀行や証券会社等の商業的な投資家によっても、契約形態等の異なる形態が想定される必要がある。こうした異なるニーズに応じて、関係者の間で合意形成を図ることができれば、定めたねらいに応じた SIB の仕組の活用が可能になる。

①公的サービスの質の向上や効率化が目的の場合

例えば、公的サービスの質の向上や効率化を目指す場合には、既存のサービスに対して導入するサービスの質的比較が必要になり、最終的な行政による支払いのトリガーとなる評価指標については質的な側面を重視したものになるだろう。また、事業者の選定にあたっては、既存の行政による事業よりも質が高い、あるいは費用対効果に優れた事業の選定が必要となる。

②新たなサービスの導入が主な目的の場合

新たなサービスの導入が主な目的の場合には、ＳＩＢ活用にあたっては事業者の選定が重要なプロセスになり、また行政にとってはこれまでに経験のないサービス提供を開始することになるために、一定の事業リスクの想定が必要となる。

また、こうした事業の場合には、事業者が事業を実施し、期待する成果を上げられるかについても事前に十分な検討を行うことが必要となる。

③民間資金の活用が主な目的の場合

民間資金の活用が主たる期待である場合は、当初の仕組みの構築の部分においても、特に償還条件の部分等について当初から民間の資金提供者との意識の合意を行うことが必要になる。

SIB を導入するにあたり特に重要なのは、こうした様々な側面について、どのような期待感が相互に存在するのかについて確認を行い、意識の共有化を図ることである。SIB による社会的なイノベーションは、公的セクター、民間セクター、大学等の異なるステークホルダーが共通した評価指標や社会的意図のもとに協力するところにあるからである。

（２）評価指標の設定と第３者評価機関の選定

合意された社会的な目的に基づいて、SIB の対象となる事業が妥当であると想定される判断基準となる評価指標を設定する必要がある。

①評価指標の設定

例えば認知症の予防事業であれば、認知機能や日常生活機能の維持改善、介護時間の減少、あるいは当事者の QoL の向上等、多様な指標が想定されるが、これらを含む多くの指標の中から、行政、事業者、資金提供者、また介入の対象となる当事者等が共通して受け入れられる指標群の設定を行うことが必要になる。

また、指標設定の重要な側面としては、償還条件となる指標だけではなく、副次的にプログラムの質的側面を管理するための指標群を設定しておくことが必要になる。例えば介護予防の事業を対象とした SIB の場合には、介護度そのものが支払いに直結した主な指標になるが、それ以外にもプログラム参加者の QoL、日常生活動作、認知機能等の副次的な指標も設定することが必要になるだろう。

②成果報酬が支払われる水準の決定

次に、指標群の想定をもとに、行政による成果報酬の可能になる水準を設定する。成果報酬の支払いが可能となる水準については、成果のレベルによって段階的に支払い額を設定する方法や、あるいは成果が一定の水準を超えなければ全く支払いを行わない等、多様な設定が想定される。また、成果報酬の一部を事業者が受け取る等の派生的なモデルも海外には存在する。

成果報酬の支払い方の設定は、事業者や投資家にとっての事業の設定に向けた効果的なインセンティブにもなるために、慎重な設定が必要である。

③第三者評価機関の選定

こうした成果報酬に紐づく指標の設定にあたっては、既存の事業の同類の事業領域に対するインパクト評価の経験のある大学や民間シンクタンク等に委託をすることが考えられる。こうした大学やシンクタンクは、SIB 実施の際には第 3 者評価機関として事業に参画することも検討できるだろう。

（３）事業者の選定と事業事前評価の実施

続いて、想定する事業成果を実現することができる事業者等を選定、あるいは、事業者等の想定がすでにある場合には、前段のプロセスで合意した成果指標によって事業者間でのパ

フォーマンスを評価し、想定する成果を挙げる必要性がある。SIB は社会実験の側面もあるが、特に新しい社会的施策を導入することを前提として実施する場合には、現状の行政や民間による一般的な施策の効果を上回るパフォーマンスを持つ施策が求められ、社会実験によって特定されることが期待する成果の 1 つであるといえる。

事業評価においては、事前にそれまでの事業者の事業実績等から評価を行い、一定の想定を持っておくことも重要である。状況や条件によっては、本番の SIB を導入する前に、事業に対するパイロットプログラムとして、行政や助成財団等の資金で、外部の資金提供者を伴わない、小規模の事業実施と事業評価をセットで行うことも可能である。こうしたパイロットプログラムの実施は、事業のパフォーマンスの特定を行うという意味以外にも、関係するステークホルダーの特定や実施体制の調整、潜在的な資金提供者の意向の打診等を行えるという点で、有意義になりうる。

実際に施行された事例については、経済産業省の「健康寿命延伸産業創出事業」の一環として、2015 年、認知症予防、2016 年に大腸がん検診と糖尿病重症化予防についての SIB パイロットプログラム等が実施されているほか、日本財団による自主事業として養子縁組、若年就労等の SIB パイロットが自主事業として実施されている。

（４）資金調達手法の決定

想定する SIB 事業の成果、その成果を測る成果指標、事業を実施する事業者が選択できた際には、その事業に対する資金調達方法を特定する。

SIB 事業の主な特徴は、事業の成功を定義する成果指標の合意があり、それに基づいて実施された事業の成果に対する評価を行い、その成否によって行政による支払い金額が決定されるところにある。ここで、一般には外部の投資家が必要となるのが一般的な SIB の手法ではあるが、外部資金が提供される場合とそうでない場合がある。

【外部の資金提供者（投資家）が必要になる場合】

SIB の実施に当たっては、事業実施からその事業コストの行政による支払いまでの間に一定の時間が経過することになり、ここに資金需要が発生することになる。一般的な SIB の場合には、この資金需要を外部の資金提供者が投資という形で提供することになる。投資家は事前の合意に基づき、事業の成否に基づいて異なる金額の償還を受けることになる。

【外部の資金提供者（投資家）が必要ない場合】

これに対して、投資家の参加が必要でない場合も考えられる。例えば、事業実施を行う事業者が投資家を兼ねる場合である。この場合には、事業に必要な資金は事業実施者が一旦負担し、事業の成果の評価によって、その事業費用が行政によって支払われるかどうかについて判断されることになる。

この場合には、投資家の参加は必要なく、比較的単純な構成によって SIB の実施が可能になるが、その反面事業者が事業の成否による支払いリスクを引き受けることになる。投資家の参加がない場合には、組成を行う自治体にとっては投資スキームのための法務等の作業や費用の負担を軽減することができるメリットがある。

実際には、こうした導入検討を SIB 導入経験のない自治体等が独自で行うことには困難があるため、事業評価等に経験があり、SIB の導入支援に経験のある中間支援組織等に事業設計を委託する等の導入方法の検討が必要になるだろう。

２．認知症施策分野を対象に SIB 導入を検討する上での課題

本事業を通じて、認知症高齢者等を対象に、地域住民とのつながり、趣味や役割活動等を維持しながら、地域の中で生活を継続していくための支援体制の充実を目指し、 認知症施策の実施手法の 1 つとして、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による官民連携による課題解決スキーム導入に関する課題の検討を行った。

その結果、1)認知症施策分野において SIB の仕組を活用することのメリット、2)認知症施策分野を対象とした SIB 導入時の検討課題として以下が抽出された。

（１）SIB の仕組を活用することのメリット

全国の自治体は、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン)」に基づき、認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく生活を継続していくために必要な取組を進めている。また、来年度予定されている第 7 期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年）では、地域包括ケアシステムのもと、地域における認知症高齢者等の支援の仕組づくり等を含めた計画策定が予定されている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月閣議決定）の理念に基づき、家庭や地域での活躍を支える新たな時代の地域づくりを具体化する取組として、民間資金の活用促進を掲げ、その具体的な手段として SIB や、寄付等が示された。

SIB の定義は前述したように、「社会的課題に対し、評価を通じて事業・活動の内容や方法を不断に見直し、組織運営の改善を図ることで組織を成長させ、説明責任につなげ、資金、人材を公益活動に呼び込み、新たな解決手法を生み出す活動の 1 つ（以下略)」（出典「社会的インパクト評価の推進に向けて」社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ,平成 28 年 3 月）である。

今後、各自治体が、認知症施策分野の事業を組立てる上で、SIB の仕組を活用することの可能性を検討するにあたり、仕組上のメリットとして、以下が挙げられる。

【SIB の仕組を活用することのメリット】

- 行政がこれまで取組んだことのない、新たなサービス、継続性の観点等からリスクの高い事業等を試行的に実施することを可能とする。
- 民間事業者等から、新しくかつ多様な事業内容の提案を効果的に集めるための手段となる。
- 高齢者施策のみならず、障害者福祉、児童福祉等、施策横断的な支援を、ワンストップで提供できる仕組を創出できる可能性がある。
- 成果連動型の仕組を構築する等により、公費の削減が実現される可能性がある。

（２）認知症施策分野を対象としたSIB導入時の検討課題（案）

①SIBの仕組を活用する際の判断基準

認知症施策の分野において、認知症高齢者等本人、家族および各自治体が抱える様々な課題の中から、いずれのテーマについてSIBを適用することが妥当であるのか、その考え方についての情報が不足している。これらの状況等を踏まえ、以下の検討課題が抽出された。

【SIBの仕組を活用することがより有効なテーマ・判断基準】

- 多様な行政課題の中で、いずれの施策についてSIBの仕組を導入することが有効か、その判断基準が不明確であること。
- 従来の一般高齢者施策とSIBの仕組を活用する新たな事業との役割分担の考え方。
- 公的サービスと、SIBの仕組を活用した新たなサービスが、サービス提供主体の間で競合関係を生むことへの懸念。

〔想定される事業の種類／ねらい〕
・新規事業の創設
・既存事業の置き換え（例：既存事業の質向上、事業費の適正化等）

- 既存の公的サービスにおける規制緩和が推進されることにより、有効なテーマが拡大する可能性がある。

【認知症施策分野における既存の公的サービスでは必ずしもカバーしていないテーマ】

ニーズ調査を通じて、認知症施策の領域において、公的サービスではカバーすることができない支援ニーズとしては、以下が指摘された。

１）認知症予防につながる取組

・加齢により認知機能が低下し、認知症を発症する割合が高くなる。今後の後期高齢者人口の増加により、各地域では、認知症とともに生活する高齢者等の絶対数が増加する。
・一般的に地域の高齢者等は、認知症予防に対する関心が高い。しかしながら、実際は、多様な情報があふれており、かつ、予防効果について客観的に実証されているものは限られている。
・こうした中で、認知症予防につながる客観的、最新の情報を蓄積し、地域住民と共有化し、実践を促す取組についての支援ニーズが高まっていると考えられる。
・また、認知症を発症した場合にも、できる限り長く現在の状態を維持し、行動･心理症状の発生を軽減する等といった観点からの予防の取組が求められている。

２）認知機能の変化を早期に発見できる仕組づくり

・認知症初期集中支援チームをはじめ、様々な公的サービスを通じて、認知症の早期発見・早期対応の機能が構築されている。
・一方、地域の中に、日ごろの日常生活を継続的に見守る仕組みを持つことで、加齢による認知機能の低下、認知症の発症等の兆しに早期に気づき、相談や支援に結びつけることができる地域の仕掛づくりが求められている。

３）認知症高齢者等を対象とした移動支援

・とりわけ地方都市では、買い物、通院、人との交流にあたっても、移動手段が限られ、自家用車の利用が不可欠な生活環境が多数存在する。
・平成 29 年の道路交通法の改正により、運転免許の返納が義務付けられることもあり、認知症高齢者等の移動手段についての支援ニーズが高まる要因になると考えられる。
・全国でコミュニティバス等の移動手段の提供は、様々な取組が行われているが、安全かつ利用しやすい移動手段の提供により、認知症高齢者等の閉じこもりを防ぐ方策が求められるといえる。

４）地域の見守り機能の充実

・地域住民等の互助、共助の機能を活用し、認知症高齢者等の地域での見守り機能が高められつつある
・一方で、全国では認知症高齢者等の行方不明者が存在しており、さらなる見守り機能を高めるための方策が必要とされていると考えられる。

５）本人、家族等が望む暮らし方の実現

・現時点では根治することが難しい認知症であるがゆえ、高齢者となれば、認知症とともに暮らすことがより一般的な社会となっていくことが見込まれている。
そうした中で認知症高齢者等本人、家族に対するケア、支援の目標は、どのような生活を続けて生きたいのか、どのようなことをしたいのかという認知症高齢者等の意思を尊重し個々人が望む暮らし方を具体化し、それを実現できる支援の仕組づくりが求められているといえる。

６）認知症高齢者等を対象とした社会参加の場づくり

・認知機能の低下、認知症の発症によっても、高齢者等本人が、長年つちかってきた社会的役割、人とのつながりを失うことなく、本人が望む形での社会参加の機会を維持する仕組が求められているといえる。
・社会参加の場、つどいの場は、認知症高齢者等の居場所づくりという機能を超えて、地域の課題解決機能を発揮し、収入を得る場となるような仕掛も期待されている。
・さらに、認知症高齢者等を支える家族等においても、社会参加の場に高齢者等が参加することで、レスパイト機能を享受する等、心身の健康維持等につながる支援になると考えられる。
・なお、とりわけ若年認知症者の場合は、就労支援を通じた経済的自立の維持は大きな課題である。

７）夜間対応の支援強化

認知症高齢者等が、夜間に求める支援については、公的サービス等によって定期的かつ短時間のサービスを受けることができる。
一方、認知症高齢者等ができるだけ地域での生活を維持し、家族等の負担軽減を両立するためには、夜間対応の支援強化が必要な支援の１つとして指摘でいきるといえる。

８）家族介護者等の介護離職の防止

・家族介護者等が、認知症高齢者等と共に暮らし、その生活を支えながら、仕事、日常生活を続けていく中では、介護時間の確保や自己の心身の維持を図るために、離職を余儀なくされる場合も想定される。
・今後、認知症高齢者等が、地域で生活をつづけていくためには、家族介護者等がそれまでの生活を維持し、介護離職等を防ぐ支援の仕組が求められているといえる。

②新たな事業の目標設定・評価指標の設定

認知症施策分野を事業化する際に、SIB の仕組を活用することを想定した場合、新たな事業を通じてどのような目標を達成するのか、またその達成状況を客観的に把握するための指標として何を設定するのかについて、予め決定する必要がある。

また、目標設定やその評価指標の設定にあたっては、実証的データ等により検証されていることが望ましい。一方、認知症ケアは、介護現場等において日々進歩しているが、現時点において、そのケア方法の標準化は達成されている訳ではない。これらの状況等を踏まえ、以下の検討課題が抽出された。

【新たな事業の目標設定・評価指標設定に関する課題】

- 認知症の重症度の応じた、認知症ケアの標準化の実現、よりよいケア提供方法に関する情報の共有化
- 事業目標、事業の成果を測定するための評価指標の選び方に関する検討
- 学術研究等の成果を活用しながら、プレ事業の実施、効果検証さらに目標値の設定を行うための方法が不明確である。
- 想定される利用者が、公的サービスを含めた多様なサービス等を利用している場合、目標として掲げた成果を本事業の効果として単独で評価することが適切か否か不明確であること。

本検討会議を通じて議論で提示された目標･評価指標（案）

	目標・評価指標（案）
アウトカム指標	・介護保険事業計画に示される事業費の適正化 ・認知機能（要介護度）の維持、改善 ・周辺症状等の改善 ・QOLの向上（本人、家族等） ・家族等の介護離職率の低下
アウトプット指標	・満足度の向上 ・居住している地域に住み続けたいと思う（安心感を感じる） ・家族等の介護に対する不安・疲労感の低下 ・介護職の負担軽減 ・本人が収入を得られる
プロセス指標	・社会参加等、ご本人が望む活動等への参加の機会ができる（増える） ・地域での生活期間が伸びる
ｽﾄﾗｸﾁｬｰ指標	・認知症高齢者本人が望む支援ニーズが充足される ・家族等が望む支援ニーズが充足される

【参考】:SIB の仕組によりもたらされる価値

「価値」の類型	概　要
財務的価値	特定の事業に起因する公共セクターにとってのコスト節減（追加的サービスの提供や、保健医療、警察、教育サービスのコスト削減など）
経済的価値	所得の増加や地域経済の成長
社会的価値	健康状態の改善、学業成績の達成、公共交通や公共サービスへのアクセス、治安の改善、犯罪の軽減など、より広い社会的便益

資料：塚本，金子「ソーシャルインパクトボンドとは何か」, 2016, p. 7

③適正な事業規模等、事業計画策定方法に関する課題

SIB の仕組を活用した事業計画を立案する際に、適正な事業規模、事業期間、対象者、さらに事業費シミュレーションの方法等が不明確な点等が、検討課題として抽出された。

【適正な事業規模等、事業計画策定方法に関する課題】

- 適正な事業規模の考え方、その規模を安定的に確保するための方策に関する検討（都道府県の役割を含む)。
- 事業期間の設定方法についての考え方についての情報が不足している。
- 実際にどの程度利用者を見込むことができるのか。事業継続が困難となる利用者規模をどのように見込むべきかその手法が不明確である。
- 事業費シミュレーション、費用便益の計算方法に関する知識・情報不足。

④予算編成等行政内部での手続き・準備等に関する課題

SIB を組成することを検討する際には、行政として予算編成、手続き、諸規定の整理等、予め対応すべき手続きが想定される。これらの状況等を踏まえ、以下の検討課題が抽出された。

【予算編成等行政内部での手続き等に関する課題】

- 行政として SIB の仕組を活用した事業化のための予算編成を行うための手法が不明確である。
- 自治体の一般財源、民間資金等といった、多種、多様な予算を組合せた事業を創設するための方法について、具体的情報が不明確である。
- 財政モデルを構築するための方法が不明確である。特に、成果報酬型の事業計画を立案した場合の、予算化の情報が不足している。

⑤費用便益を生み出し、成果連動型の仕組を機能させる方策

SIB の組成を検討するにあたっては、当該事業計画において費用便益が想定され、かつ、それらをもとに成果連動型の仕組をどのように機能させるのかを、具体的に想定することが求められる。

一方、認知症施策分野において、事業計画を立案する際に、費用便益等をどのように設定するこ

とが妥当か、その現実的な検討方策が課題として抽出された。

【費用便益、成果連動型の仕組づくりに関する課題】

- 認知症施策の領域において、事業計画を立案する際に、費用便益を生み出すことに関する考え方、さらにそれらをもとにした成果連動型の仕組を構築するための手法について情報が得られない。
- 社会的便益は見込むことができても、短期的には財政コストの削減効果が見込みにくいテーマについて、自治体として、SIB の仕組を活用する際の考え方が不明確である点（市民等に投資を求めてもよいのか）。
- 行政費用等、別の財源・資金を用いて投資家に対する配当を行うことは妥当であるのか。

⑥安定的に事業を継続する上での課題

安定的にSIBの仕組を活用した事業を継続していく上で、行政内での管理手法強化、管理コスト、さらに中間支援組織に関わるコスト等の適正化、さらにSIB組成にあたって地域に存在する関係機関の参加を取り付けることができるか等が課題として指摘された。

【安定的に事業を継続する上での課題】

- SIB を組成する上で発生する行政内の管理コスト、外部機関を含めたマネジメントコストの軽減策が不明確である。
- 現時点では、自治体が、投資家を確保するための手段を持ち得ないこと。

「例」: 寄付の申出者、ふるさと納税希望者等に、新たな社会的投資の手段として呼びかけ等

- 行政としてのマネジメント機能の強化。
- 地域の中に中間支援組織（資金管理・事業者への提供、事業者選定、実施管理等）の役割を担う機関があるか（その費用を抑える工夫ができるか）。
- サービスを実施する事業者をどのように選定、契約すればよいか。
- 第三者評価機関（社会的インパクトの評価、投資対効果の評価等）の機能を担う組織があるか。

⑦住民理解を深めるための方策

自治体が、行政サービスの領域においてSIBの仕組を導入する提案を行うためには、地域住民の理解が不可欠となる。これらの点として以下の課題が抽出された。

【住民理解を深めるための方策】

- SIB の仕組を活用することに対する市民の理解を深めるための方策が不明確である点（行政としてリスクを負い、社会実験に挑むことの捉え方、説明方策）。
- 意識の高い住民等は、新規事業を利用しても、本来利用すべき認知症高齢者等の利用が進まない場合、行政が関与する事業として問題はないか（クリームスキミングに対する課題）。

３．認知症施策分野における SIB 導入を進める上での検討課題

今後、認知症施策の領域において SIB の仕組を活用していく上での、検討課題として、以下が指摘された。

（１）費用便益を初期目標としない SIB 組成、事業計画の考え方の普及

自治体が、認知症施策の領域において、SIB の仕組を活用することを検討する際、その導入メリットは必ずしも、自治体が負担している事業費の削減としった、費用便益に関わる一元的なものだけに留まらないといえる。そこで、SIB 導入の検討にあたっては、段階的に多様な目標を設定し、中長期的観点から事業計画を立案していくという考え方を活用することも一案といえる。

- 課題として、認知症施策の領域で SIB の仕組を活用した新たな事業を計画する場合、1)小規模かつ役務型支援を中心とした事業形態が多くなることが伺われる点、2)アウトカムの１つとしての経済的指標について効果が現れるためには、長期間を要する可能性がある点（必ずしも経済的指標に影響しない可能性もある点）－等から、成果連動型に基づいた投資家への利益配分の機能を組み込むことは容易ではないとも考えられる。
- その答えとして、SIB の仕組を活用することの利点として多様な側面があり、初期目標として費用便益を掲げることができなくとも、重層的かつ中・長期的に目標設定（アウトカム評価、プロセス評価、ストラクチャー評価と多様な評価項目が含まれる）することは妥当であるといえる。
- 認知症施策の領域においては、これらの考え方に基づいた、事例を蓄積することで、より効果的な事業計画の立案方法について共有していくことが有効であると考えられる。

（２）事業の目標設定、評価指標選定に関する情報の共有化

認知症施策の領域において、どのような目標を設定するのか、またその目標の達成度を評価するための指標の選定方法について広く共有化していくことが求められる。

- 長期間に渡る効果指標に沿った実証データの蓄積の必要性
- 民間事業者の CSR、CSV に対する成果指標の考え方に関する情報共有

（３）自治体への専門的アドバイス、先行事例情報の提供支援

- SIB 導入を検討している自治体へのアドバイス、先行事例等の情報提供支援
  - ・先進自治体等による課題解決のための相談、アドバイス機能の提供
  - ・取組テーマに関する先進事例の情報提供。
- 自治体が、多くのサービス提供事業者と出会い、協議できる場の創設

・サービス提供事業者との出会い、協議できる場の創設。

- 広域的に事業を展開する、調整を行う際の考え方
- 国、都道府県に求める支援

（４）認知症高齢者等のニーズと、多様な機関が有する資源とのマッチング機能の創設

- 本人の望む支援、活動をマッチングするための機能整備
- 民間事業者の取組を社会的課題解決のために調整するマネジメント機能の強化

第４章　新たなサービスを官民連携で地域の中に創り出すための認知症の人と家族のニーズ調査

第４章―１　インタビュー調査

１．インタビュー調査の概要

（１）目的

認知症高齢者等が、地域での生活を継続していくのが困難な場合、どのような支援・地域づくりが必要であるのか、具体的なニーズの把握を目的として、インタビュー調査を実施した。

本インタビュー調査を通じて、今後、各地域で新たなサービスを官民連携により地域の中に創り出していく上で必要となる、「実施方法にかかわる情報」、「具体的なニーズの整理」にあたっての参考情報を得ることを目的とした。

（２）対象・実施方法

福岡県うきは市を対象に、下記のインタビュー調査を実施した。

① 調査方法

グループインタビュー方式による聞き取り調査

② インタビュー対象者・実施日・実施場所

1) 専門職向けインタビュー①

認知症カフェ実施グループホーム職員、運営支援者、ケアマネージャー、民生委員児童委員（計 5 名）

12 月 19 日 10:00-12:00　グループホーム三春

2) 専門職向けインタビュー②

うきは市地域包括支援センター（直営）職員（認知症地域支援推進員含む）（計 4 名）

12 月 19 日 14:00-16:00　うきは市役所西別館

3) 認知症高齢者本人および家族向けインタビュー

認知症高齢者本人、家族（計 8 名）

12 月 24 日 14:00-16:00　グループホーム三春

（３）インタビューの進め方

インタビュー調査は、下記の流れに基づいて実施した。

・概要説明（調査事業概要、インタビューの目的に関する説明）
・全国の取組事例の紹介（必要に応じ、DVD や口頭での説明）
・インタビュー質問項目の紹介（事前送付したものを説明）

（４）質問項目

専門職を対象としたインタビューの質問項目は、【別記 1】、認知症高齢者等本人および家族向けのインタビューの質問項目については、【別記２】に基づいて実施した。

専門職を対象としたインタビュー調査では、認知症高齢者等本人の立場から、うきは市の住みやすさ、今後充実されることが期待される支援ニーズについて質問を行った。

認知症高齢者等本人および家族を対象としたインタビュー調査では、認知症が発症したことにより、続けることができなくなった活動等について、もう一度本人が取り組むためにはどのような支援が必要かという観点からインタビューを行った。

【別記１：専門職向け質問項目】

問1　普段、認知症高齢者等への支援に際して、大切にしていることはどんな点ですか。

問2　うきは市において、高齢者（認知症高齢者等含む）が地域で生活を続ける上でよいところ、不便なところ、困ることはどのようなことですか。

【生活場面(例)】

□住居・交通事情・生活環境	□買い物、ごみ出し
□散歩、外出、移動（商店、郵便局、銀行、最寄駅、市役所等）	□通院・入院治療・健診受診
□掃除・洗濯・食事づくり	□家の中の修理・補修、草抜き庭掃除
□薬をのむ・はる・ぬる	□預貯金の出し入れ・公共料金の支払
□自治会活動等	□見守り
□庭づくり、畑の世話	□親戚・友人・隣人等との語らい
□行楽	□体操・スポーツ
□ペットの世話	□地域活動への参加
□仕事をする	□講習会に参加する
□困った時に相談・頼れる人	□お墓参り

問3　高齢者と同居する家族、近居・遠距離にいる家族等の一般的な生活状況について。

問4　うきは市の認知症高齢者等（家族）が地域で生活を続ける上で必要であると考える支援・サービスについて。

問5　うきは市の特徴を活かした、認知症高齢者等の社会参加の機会としてどのようなアイディアがあるか。

【別記２：認知症高齢者等本人および家族を対象とした質問項目】

■認知症高齢者等本人向け質問項目

問1　これまで経験されたお仕事や家での役割、ご趣味について教えてください。

問2　続けている楽しみや、これからやりたいことがあれば教えてください。

－楽しみを続ける上で、困っていることはありますか
－やってみたいことを実際にやろうと考えた時、どんな手助けがあれば良いと思いますか

■家族向け質問項目

問1　ご家族がこれまで経験されたお仕事や家での役割、ご趣味について教えてください。

問2　ご家族が続けている楽しみや、やらせてあげたいことがあれば教えてください。

－ご家族が楽しみを続けるために、どのような手助けをしていますか
　困っていることがありますか
－ご家族がやりたいことを支えるために、どのような手助けが必要だと思いますか

問3　ご家族がこれからもご自宅で生活する上で、どのような手助けがあったら良いと思いますか。

【生活場面(例)】

□散歩、お出かけ	□買い物、ごみ出し
□掃除・洗濯・食事づくり	□病院通い
□薬をのむ・はる・ぬる	□ご友人や親戚、ご近所との付き合い
□庭づくり、畑の世話	□体操・運動
□ペットの世話	□地域活動（お祭りなど）への参加
□お墓参り	など

問4　ご家族を支えていく中で、あなたが手助けしてほしいことや、あなた自身がやりたいことについて教えてください。

２．インタビュー調査の結果

（１）抽出された支援ニーズ（カテゴリ）

グループインタビュー記録から、支援ニーズに関連する発言を抽出し、以下の 16 カテゴリーに分類した。

抽出された支援ニーズ（カテゴリ）	
【うきは町の特徴・状況】	【高齢者支援体制】
【うきは住民の特徴（高齢者）】	【支援の開始】
【畑の役割（畑を維持することへの対する価値）】	【認知症カフェの状況】
【畑に関するギャップ】	【家族の支援】
【若い世代とのギャップ】	【地域コミュニティーの状況】
【交通の状況】	【認知症サポーター養成講座】
【買い物の状況】	【活躍の機会の創出】
【金銭面の状況】	【居場所づくり】

（２）ニーズに関連した発言の分析

うきは市のグループインタビューと、そこから抽出したニーズに関連する発言の要素を集積した結果、以下のような傾向が見られた。

【うきは町と住民（高齢者）の特徴】

- 果樹と農作物の町。山の頂上付近まで果樹の畑として開墾されている。
- 近所付き合いは強く、働き者の人が多い。働くことは美徳である。
- 畑を荒らさないように管理することは、高齢者のプライドの一部になっている
- 人と話すことは好きだが、自分のところに他人が入ることはあまり好まれない。
- 世話好きな人が多いが、よその家にいくのも遠慮がある。

【畑の役割とギャップ】

- 高齢者（80 歳台）は畑をとにかく大事にしており、グループホーム等に入居したあとでも気にかけている。
- 畑は、高齢者にとって宝物と捉えられており、畑を自身の分身のように捉えている。荒らしてはいけない、荒らしては恥ずかしいという思いが強い。
- 畑を維持するためには、一般的に車でお移動が不可欠であり、80 代になっても車に乗る人が多い。山間部では車が利用できないと収穫は難しい。車に乗ることができなくなれば、畑は荒れていく。

- 収穫されたものは、道の駅に出品することとで現金収入を得ることにつながる。だせなくてもまた、現金収入につながらなくても、収穫物を人にあげたいという思いは強い。
- 若い世代は、収穫したものをそれほど欲しいとは思っていない。
- 中山間地の畑は杉の木などに変えたいが制度上植え替えはできない。

【若い世代とのギャップ】

- 若い人は土地への執着はなく、あるのは、80 歳台の親の世代まで。
- 子ども世代は、家や畑を処分することに抵抗感がない傾向が強い。
- 一般的に畑を引き継ぐことは考えておらず、恵まれた地形に存在する田んぼ、畑であっても荒廃しているケースがある。
- 高齢者が、娘宅等に呼び寄せられることで、高齢者本人の地域住民同士のつながりが切れてしまうことが多い。

【交通や買い物・金銭面】

- 移動手段を失うことは、高齢者にとって一番の課題である。車を手放せないのが実情。移動手段があれば、つどいの場を創出するといった仕掛けづくりもうまくいくといえる。高者が、移動手段を失うと、家に籠もりがちになる。
- 移動手段を補完する社会資源があればよいが現状は存在しない。高齢者本人だけで費用負担することは容易ではない。
- 社会福祉協議会による移送サービスが稼働している。しかしながら、高齢者のみでの外出は、家族が不安に感じることも多く、認知機能が低下している高齢者等では、利用しにくい傾向にある。
- 市内には、巡回バスがあるが、高齢者が求める時間帯、経路等と合致しない。バスを利用して買い物に行っても帰りのバスを待つ場所がない。図書館等も利用できない。老人大学に行くことができたとしても、帰りのバスが来る時間まで過ごす場所がない。
- 近隣で買い物をすることができる店舗、場所が減っている。
- 現在、市内の特定地域では、週に 1-2 回の頻度で、移動販売車が訪ねてくる。しかし、価格・品揃えなどに課題がある。移動販売を行っている業者としても、利用者のニーズを必ずしも把握しきれていない。
- 買い物は、通院や銀行に行くことと併せて行くことが多い。商品を自分で確認して買いたいという思いが強い。
- 消費者被害等、金銭面のトラブルに巻き込まれている高齢者等が身近に存在する。
- 農協は、高齢者にやさしく、様々な支援機能を担っている。しかし、支社が統合された結果、町単位となり、以前よりも利用しずらくなった。

【高齢者支援体制・グレーゾーンへの対応】

- 高齢者自身が、支援を受けること、困った時に相談することに積極的になればと考える。そうでなければ、行政としても、個人の生活に踏み込みにくい。
- 在宅サービスを積極的に利用していないケースも多い。必要な薬が、飲めているかの確認も十分にできていないと感じている。
- 地域の情報やリソースを積極的に活用していきたいが、全体像の把握、見える化は必ずしも十分にはできていない。
- 畑が維持できなくなったことに周囲が気づいた時が、認知機能の低下に気づくタイミングともいえる。畑の状態は、高齢者の健康状態を知るための１つのバロメーターとなっている。
- 地域包括支援センターへ持ち込まれる相談は、ぎりぎりの状態に至った時であることが多い。継続的に状態を見守るレベルの高齢者に対しての支援体制が不十分であると考えている。
- 介護保険サービスを受けられるか否かのグレーゾーンにある高齢者は、その時点で予防的に関わることができる体制が不十分である。市内で運営を開始した認知症カフェは、その解決策の１つであるといえる。
- 虚弱状態、認知機能が低下しつつある、いわゆる「ちょっと心配」な高齢者は、多くの場合、何年か後に介護サービスの利用を目的に地域包括支援センターを訪ねてくる。行政としては、できれば、発見当初から関わることで、予防的な関わりを増やしていきたいと考えている。
- 初期の相談では、地域のつながり、家族の関係等の状況について詳しく情報を集める等、手間をかけることが必要であると考える。そうした個別性の高い情報をもとに、経過を見守ることができる仕組づくりが必要であると考える。

【認知症カフェの状況】

- 認知症カフェの参加者は、一般的に満足度が高い。但し、参加していない高齢者に対しては、どのような意義があるかを上手く説明するのは容易でない。高齢者自身も自分の目でみてみないと納得しない傾向がある。現時点では、認知症カフェの存在が、地域の中に浸透しているとはいいきれない。民間事業者が運営している場合、営利目的ではないかと疑われることもある。
- 認知症カフェには、グループで参加する高齢者も多い。長い間に気づいてきた人間関係は、出来る限り続けていって欲しいと考える。
- 認知症カフェの場で、様々な人々と会話をすることにより、日常生活の行動範囲が変わることもある。また、家族が、介護をする上でのアドバイスも受けられる機会となっている。
- 今後は、認知症カフェまでの移動手段がないため、送迎サービスが不可欠である。参加者の自宅からの距離が一番の課題である。在運営している認知症カフェは、スタッフが交代で送迎を行っているが、送迎機能の都合上、参加者数をこれ以上増やすことは難しい。
- 理想的には、小学校区に１つくらいの認知症カフェが運営されるとよい。数が増えれば、近隣に住む高齢者が参加でき、また小規模で運営できる可能性もあるため、きめ細やかな支援活動

ができるとも考えられる。

- 歯科衛生士が行った誤嚥性肺炎のための口腔ケアに関するアドバイスは、非常に関心が高かった。今後は、高齢者本人、民生委員児童委員、地域の人やリーダー的な存在の住人、子ども達も巻き込みながら活動を創り出していきたい。将来は、“家族カフェ”のような小さな単位の活動も開始されるとよいと考えている。

【家族介護者への支援】

- 家族の中には、家族介護によって高齢者を支えていくことができるのかという不安がある。その背景の１つとして、いまだに地域住民の中に認知症に対する偏見が存在するため、家族は、辛い思いをしていることも少なくないと感じている。
- 地域の中に切れ目のない見守り機能が存在すれば、認知症高齢者等本人も家族も生活がしやすくなると考える。認知症高齢者を支える上での悩みを家族が抱え込んでしまった結果、親子関係が崩れてしまうケースもある。
- 家族は、認知症等に関する情報を得る機会、人的つながりを得ていないことも少なくない。認知症は、誰でもなる可能性があるということが、あまり理解されておらず、自分だけは大丈夫であるという気持ちでいることが多い。
- 一方で、近隣住民が、高齢者の認知機能が低下し始めると、それに気づくタイミングは少なからずある。しかし、そうした情報を支援につなげるための仕組、キーパーソンが動くための伝達方法等が構築されていない。そのため、支援のタイミングが遅れてしまうことも少なくない。
- 家族と同居していても必ずしも、必要な支援につながっていないケースも存在する。家族の介護力についても課題はある。
- 現状としては、家族が認知症高齢者の家族介護を理由に仕事を辞めることは、経済的観点からできない状況も少なくない。介護離職できない状況にある世帯も存在すると考える。そうした世帯では、高齢者に必要なケアが行き届かないままとなることも可能性としてありうるといえる。
- 現時点では、うきは市内には、認知症高齢者等を対象とした家族会の活動は存在していない。今後は、認知症カフェの活動を拠点として、家族会ができてくることを期待している。。

【地域のコミュニティー・認知症サポーター養成講座】

- 老人会の運営等、地域組織、活動を継続する上での課題が発生している。
- うきは市では、認知症サポーター養成講座の参加者数が非常に多い。参加者の目的の１つとして、認知症予防のための知識を得たいという考えが強いと理解している。
- 今後の取組課題として、認知症サーポーター養成講座の修了者が、活動をしていく場づくりを進めていきたい。
- 最近は、認知症についての理解は少しずつ深まっていると感じているが、認知症の人が、地域の中で生活し続けるための支援づくりにつなげることが課題であると考える。

- 認知症高齢者等と地域の中で共に生活するための仕組を充実させていきたい。

【活躍の機会・居場所】

- 認知症高齢者等が活躍するための場所は、人それぞれであるともいえる。個別にきめ細やかな聞き取りが必要である。
- 認知症高齢者等にとっても、自分達の活動成果が目に見えるようにすることは、活動を維持する上でも重要であると考える。例えば、道の駅や路地販売所に収穫物を出品することによって、頑張った分だけ収入につながり、モチベーションの維持に貢献するだろう。但し、その際も、集荷を行うための人員、移動手段の確保が課題となる。
- 今後は、現金収入が得られる活動、そうでない活動等、多様な社会参加の場を創り出していくことが必要であろう。例えば、季節のものを作ることが得意な高齢者向けの活動、手先の器用な高齢者向けの仕事の場づくり、陶芸活動、ボランティア活動等が考えられる。
- 活動したい高齢者とその活動を求めている人（機関）とをマッチングする機能が必要である。うきは市内にある福祉施設等でもボランティア人材を探しているところも少なくない。
- 気楽に一日過ごすことができる場所があればよい。まずは、出かけて行く場所づくりが必要である。そこに行けば、人とコミュニケーションをすることができるという場所があるとよい。自分の都合に合わせて、気楽に自由に立ち寄ることができる場所があるとよい。
- バスの待ち時間などの間に人と話ができる場所を創ることも必要である。図書館やスーパーマーケット、町民ホール等にこうした機能を付加できないか。

３．インタビュー調査のまとめ

うきは市におけるグループインタビュー調査の結果から、今後の支援ニーズの方向性の事例として以下が考えられた。

（１）畑を活用した高齢者等の活動機会の創出

うきは市では、高齢者等のニーズとして畑（果樹、野菜等を栽培）の利活用が重要な視点になると考えられた。畑の利活用を進めることによって、高齢者等の役割を維持、生み出す可能性があるといえる。一方で、現在の高齢者以外の世代は、地元の畑に対する思い入れは、高齢者ほどではない傾向にある。このギャップをどのように埋めるかといった点も重要な視点であると考えられた。

町が持つ地域リソースとしての価値を再発見するとともに、高齢者のこれまでの生活習慣やいきがいと結びつくリソースとして活用していくための機会を創出していくことは重要な視点であると考えられた。

（２）移動手段の確保

高齢者等の移動手段の不足は、地域での生活を継続する上で大きな障害になると考えられる。うきは市においても、巡回バスが運行されているが、その便数を増やすことよりも、個人のニーズに則した移動手段としての社会資源が求められているといえる。

また、移動手段の確保にあたっては、バスを待つ間の居場所づくり、買い物支援の一環としての移動販売車への期待（品揃えの充実等）といった観点も含めた意見が出された。

移動手段の問題は、大都市圏以外のすべての地域に共通する課題であると考えられる。一方で、大都市圏とそれ以外の地域では問題の所在と解決方法は、異なる可能性があるともいえる。まちのサイズや交通事情に合わせたサービスが必要になると考えられる。

（３）予防機能の強化策としての見守り支援の充実

グループインタビュー調査より、認知症と診断を受けてはいないが、その疑いがある高齢者等、認知機能が低下しつつある高齢者等の見守り支援の必要性についての意見が出された。

グレーゾーンの段階から見守り機能を地域基盤として形成すること、家族等への支援体制を作っていくこと等が求められていた。

日ごろの高齢者等の生活状況の変化、困りごと等をキャッチした身近な住民、関係者が、タイムリーに専門的支援につなぎ、さらに継続的に見守ることができる仕組が構築されることによって、予防機能が強化されるとも考えられる。

こうした取組により、認知小高齢者等が、地域の中でできる限りこれまでの生活を継続していく上での安心を生み出す基盤が生み出されると考えられる。

（４）家族介護者への支援強化

家族介護者への支援については、地域包括支援センターをはじめ様々な事業が展開されている。今後は、さらに家族として認知症の高齢者等を介護する上での介護力の向上、近隣住民等の認知症に対する理解、さらには、家族自身が、認知症の高齢者等が地域の中で暮らし続けることへの不安感や悩みを軽減するような、働きかけが必要であると考えられた。

（５）認知症カフェの機能強化

うきは市では、認知症カフェの取組については、今後さらなる拠点づくり、活動内容の充実に向けて検討が行われているところである。インタビュー調査結果より、認知症カフェは、小学校区レベルの身近なエリアの中で、できる限り小規模な単位で運営されることが期待されていた。

また、認知症カフェには、自由に気楽に、思いついた時に参加できるような集いの場としての役割が期待されていた。さらに、認知症カフェを媒介として、家族支援の強化、認知症サポーター養成講座の修了者の活動の場作りを進めるといった意見も出された。加えて、認知症カフェの場面を活用して、保健師、薬剤師等の専門職によるアウトリーチを進めることの有効性についても意見が出された。

（６）多様な居場所づくりと活動テーマのマッチング機能の創出

認知症高齢者等の活動の場づくり、居場所の創出にあたっては、個人個人の関心事項があるため、多様な内容を含んでいることが望ましいといえる。

うきは市の場合は、農業や手仕事、ボランティア人材の活動の場づくりが求められていることが伺われた。今後は、担い手と成果を求める機関とのマッチング機能の創出についても求められていると考えられた。

第４章―２　アンケート調査

１．アンケート調査の概要

（１）目的

本アンケート調査は、認知症高齢者等が地域での生活を継続していく上での具体的な支援ニーズを把握することを目指した。また、それらのニーズに対して公的介護保険給付、既存の高齢者保健福祉施策および家族や近隣住民等による支援によりどの程度充足されているか等を調査することで、SIB の仕組を活用した新たな認知症高齢者等の支援策のターゲットについて検討するための基礎資料を収集することを目指した。

（２）対象

公益社団法人認知症の人と家族の会の全国 47 支部に所属している認知症高齢者等の家族等を対象に実施した。対象者数は、各支部最大 4 名ずつ（計 188 部）の回答を求めた。

（３）方法

・平成 29 年 1 月から 2 月に実施。
・郵送発送、郵送回収による自記式アンケート調査方式により実施。

（４）回収率

配布数：188 部　　有効回収数：94 部　　回収率：50.0％

２．アンケート調査の結果

（１）介護者の属性

介護者の平均年齢は 66.0 歳で、女性が 67.0%であった。年齢の分布を見ると 65~74 歳が最も多かった。女性では、64 歳以下と 65~74 歳はほぼ同数の回答であった。

性別	人数（人）	割合（%）
男性	30	31.9
女性	63	67.0
無回答	1	1.1
合計	94	100.0

年齢	男性	女性	人数（人）	割合（%）
～64	6	29	35	37.6
65～74	16	29	45	48.4
75～	8	5	13	14.0
合計	30	63	93	100.0

（２）認知症高齢者等本人の属性

①性・年齢

認知症高齢者等本人の平均年齢は 77.8 歳で、女性が 61.7%であった。年齢の分布を見ると 75 歳以上が 6 割程度を占めた。男女別に見ると、女性は男性に比べて 75 歳以上が占める割合が高かった。

性別	人数（人）	割合（%）
男性	33	35.1
女性	58	61.7
無回答	3	3.2
合計	94	100.0

年齢	男性	女性	人数（人）	割合（%）
～64	7	5	12	13.2
65～74	12	15	27	29.7
75～	14	38	52	57.1
合計	33	58	91	100.0

②介護者から見た本人の続柄

介護者から見た本人の続柄を見ると、介護者の配偶者が 55.3%と最も多く、次いで介護者自身または配偶者の父母が 40.4%であった。

続柄	人数（人）	割合（%）
ご自身または配偶者の父母	38	40.4
ご自身または配偶者の祖父母	0	0.0
ご自身または配偶者の兄弟姉妹	3	3.2
配偶者	52	55.3
その他	0	0.0
無回答	1	1.1
	94	100.0

③要介護認定の状況

要介護認定の状況をみると、そのうち要介護２以下は 28.1%、要介護 3 以上は 71.9%であった。

要介護認定	人数（人）	割合（%）
受けている	90	97.8
受けていない	2	2.2
分からない	0	0.0

要介護度	人数（人）	割合（%）
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	11	12.4
要介護2	14	15.7
要介護3	21	23.6
要介護4	17	19.1
要介護5	26	29.2

④居住場所

73.6%が自宅で生活しており、そのうち 92.3%が家族と同居していた。

居住場所	人数（人）	割合（%）
自宅	67	73.6
老人ホーム	15	16.5
介護保険施設	9	9.9

自宅での居住形態	人数（人）	割合（%）
独居	4	7.7
同居	48	92.3

（３）人づきあいの頻度

人づきあいの頻度（手紙、電話を含む）をみると、ほぼ毎日人付き合いをしている人は 50.5%であった。

一方、月 1 回未満が、全体の約 2 割を占め、全体 13.4%は全くない状況であった。

外出の状況をみると、ほぼ毎日外出している人は 38.6%であった。月 1 回未満が、全体の約 2 割を占め、全く外出がない人が 13.4%であった。

人付き合いの頻度	人数（人）	割合（%）
ほぼ毎日	46	50.5
週1、2回	25	17.6
月1回程度	3	2.6
それ未満	2	1.8
全くない	15	13.4
不明	3	3.1
合計	94	100.0

外出の頻度	人数（人）	割合（%）
ほぼ毎日	34	38.6
週1、2回	28	18.2
月1回程度	7	5.6
それ未満	4	3.4
全くない	15	13.0
不明	6	6.0
合計	94	100.0

（４）認知症の発症が理由でやめてしまったこと

認知症を発症したためにやめたこととしては、料理 59.6%で最も高くなっていた。次いで、4 割以上の回答があったものは、行楽・旅行 42.6%、車の運転 41.5%、家族等の手伝い・世話 40.4%、仕事 39.4%、畑造り・畑の世話 37.2%、近所づきあい 36.2%、友人・人との語らい 35.1%であった。

認知症のため、やめてしまったこと（複数回答）	人数（人）	割合（%）
1.料理	56	59.6
13.行楽・旅行	40	42.6
4.車の運転	39	41.5
17.家族等の手伝い・世話	38	40.4
2.仕事	37	39.4
5.庭造り・畑の世話	35	37.2
8.近所づきあい	34	36.2
10.友人・人との語らい	33	35.1
6.読書	28	29.8
15.地域活動	28	29.8
7.映画・舞台鑑賞	22	23.4
11.手芸・工作	22	23.4
9.高齢者同士の交流・情報交換	20	21.3
12.体操やスポーツ	20	21.3
16.講習会等	17	18.1
14.ペットの世話	14	14.9
3.ボランティア	13	13.8
18.その他の趣味	25	26.6
19.その他	7	7.4

（５）認知症高齢者等本人のニーズと充足状況

①認知症高齢者等本人のニーズが大きい支援内容

認知症高齢者等本人の生活を支える上で「あったら良い」と感じる支援内容について把握するために、支援内容別に 4（とても必要である）～1（全く必要ない）の 4 段階で評価を求めた。

その結果、支援ニーズの高さが 3.0 ポイント以上となった項目は、下記の 5 つに分類できた。

1） **安全確保に関するもの**
- ・緊急時・災害時の手助け　・安否確認（見守り、声かけ）サービス

2） **予防に関するもの**
- ・認知症の周辺症状の発症予防　・認知症の重症化予防

3） **人づきあいに関するもの**
- **・同じ立場の人との交流機会の提供　・気軽に立ち寄り、集まれる場の提供**
- ・話し相手になってくれるサービス

4） **外出支援に関するもの**
- ・通院支援　・車での外出の支援

5） **本人の希望や困りごとへの対応に関するもの**
- ・困った時の相談相手、アドバイス
- ・自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス
- ・自分のやりたいことを聞きだして、必要な支援につなげてくれるサービス

②認知症高齢者等本人のニーズの充足度

認知症高齢者等本人のニーズが、非公的支援（家族や近隣住民、民間団体等による支援）と公的支援（介護保険・自治体による保健福祉サービス）によってどの程度充足されているかを検討するため、支援内容別に 4（充足できている）~1（充足できていない）の 4 段階で評価を求めた。なお、公的支援による充足度は、該当する支援が居住地域で提供されているかどうかではなく、該当する支援を実際に利用しているかという観点で評価を求めた。

【家族や近隣住民、民間団体等による支援の充足度】

家族や近隣住民、民間団体等による支援によって、各支援内容がどの程度充足されているかみると、平均点が 4 段階評価の中間値である 2.5 ポイント以上の項目は、下記の通り分類できた。

1） **日常生活の維持に必要な行為の支援・代行**

・ごみ出し代行　・公共料金等の支払い代行　・金銭管理の支援・代行
・預貯金の出し入れ代行　・事務手続きの支援・代行　・食事づくり支援・代行
・栄養管理　・洗濯代行　・電話応対の支援・代行　・スケジュール管理（1 週間、１ヶ月等）
・買い物代行　・買い物支援（同行サービス）　・薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理
・住まいの片づけ支援・代行　・庭、外の掃除支援・代行
・家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行

2） **外出支援に関するもの**

・買い物代行（再掲）　・買い物支援（同行サービス）（再掲）・通院支援
・車での外出の支援　・徒歩での外出の支援

3） **安全確保に関するもの**

・安否確認（見守り・声かけ）サービス　・緊急時・災害時の手助け

4） **人づきあいに関するもの**

・同じ立場の人との交流機会の提供　・高齢者同士の交流、情報交換支援
・遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援

5） **本人の希望や困りごとへの対応に関するもの**

・困った時の相談相手・アドバイス

【介護保険・自治体の保健福祉サービスによる支援の充足度】

介護保険･自治体の保健福祉サービスによって､各支援内容がどの程度充足されているかみると、平均点が 2.5 ポイントを超えている項目はなかった。比較的ポイントが高い 2.0 ポイント以上の項目は、下記の通り分類できた。

日常生活を送る上で必要な行為や外出支援については､家族等の非公的支援が比較的多くカバーしており、特に日常生活支援では多くの行為が家族等により支援･代行されていた。一方で、公的サービスでは予防に関する支援が比較的多く利用されていた。

1) **本人のニーズを捉え、必要な支援につなげるもの**
   ・困った時の相談相手・アドバイス
2) **予防に関するもの**
   ・認知症の重症化予防　・認知症の周辺症状の発症予防
3) **人づきあいに関するもの**
   ・同じ立場の人との交流機会の提供　・高齢者同士の交流、情報交換支援
4) **安全確保に関するもの**
   ・緊急時・災害時の手助け
5) **日常生活で必要な行為の支援に関するもの**
   ・薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理　・スケジュール管理（1 週間、1 ヶ月等）

■認知症高齢者等本人の支援ニーズ　評価結果（平均点）

NO.	支援(サービスの種類)	
46	緊急時・災害時の手助け	3.6
43	認知症の周辺症状の発症予防	3.4
25	困った時の相談相手・アドバイス	3.4
42	認知症の重症化予防	3.3
26	同じ立場の人との交流機会の提供	3.3
28	自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス	3.3
27	自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス	3.3
8	通院支援	3.3
24	気軽に立寄り、集まれる場の提供	3.2
16	安否確認（見守り・声かけ）サービス	3.1
23	話し相手になってくれるサービス	3.1
22	友人、知人との語らいの場の提供	3.0
19	車での外出の支援	3.0
21	高齢者同士の交流、情報交換支援	3.0
18	徒歩での外出の支援	3.0
44	薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理	2.9
29	趣味活動への支援	2.8
5	食事づくり支援・代行、栄養管理	2.8
35	行楽・旅行の支援	2.8
20	近所づきあい支援	2.7
7	買い物代行	2.7
34	季節の行事への参加支援	2.7
1	住まいの片づけ支援・代行	2.7
6	買い物支援（同行サービス）	2.7
32	ボランティアの支援・機会の提供	2.7
45	遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援	2.7
10	家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行	2.6
14	事務手続きの支援・代行	2.6
2	庭、外の掃除支援・代行	2.6
3	ごみ出し代行	2.5
17	スケジュール管理（1週間、1ヶ月等）	2.5
4	洗濯代行	2.5
31	収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供	2.4
37	体操・スポーツの機会の提供	2.4
11	預貯金の出し入れ代行	2.4
13	金銭管理の支援・代行	2.4
33	庭づくり・畑の世話の支援・代行	2.3
39	自治会活動への参加支援	2.3
40	地域活動・社会貢献活動への参加支援	2.3
12	公共料金等の支払い代行	2.3
9	移動販売（近所に販売車が来る）	2.3
36	お墓参りの支援・代行	2.2
15	電話応対の支援・代行	2.2
41	講習会への参加支援（例：生涯学習）	2.2
30	読書支援（図書館の出張貸出等）	2.1
38	ペットの世話の支援・代行	1.8

■家族・近隣住民・民間団体等による支援のニーズに対する充足度（平均点）

NO.	支援(サービスの種類)	
3	ごみ出し代行	2.9
12	公共料金等の支払い代行	2.9
13	金銭管理の支援・代行	2.9
11	預貯金の出し入れ代行	2.9
16	安否確認（見守り・声かけ）サービス	2.8
14	事務手続きの支援・代行	2.8
5	食事づくり支援・代行、栄養管理	2.8
4	洗濯代行	2.8
15	電話応対の支援・代行	2.8
17	スケジュール管理（1週間、1ヶ月等）	2.8
7	買い物代行	2.8
6	買い物支援（同行サービス）	2.8
44	薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理	2.7
26	同じ立場の人との交流機会の提供	2.7
8	通院支援	2.7
19	車での外出の支援	2.6
1	住まいの片づけ支援・代行	2.6
2	庭、外の掃除支援・代行	2.6
10	家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行	2.6
25	困った時の相談相手・アドバイス	2.6
18	徒歩での外出の支援	2.5
21	高齢者同士の交流、情報交換支援	2.5
46	緊急時・災害時の手助け	2.5
45	遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援	2.5
20	近所づきあい支援	2.4
22	友人、知人との語らいの場の提供	2.4
9	移動販売（近所に販売車が来る）	2.3
28	自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス	2.3
42	認知症の重症化予防	2.3
43	認知症の周辺症状の発症予防	2.3
34	季節の行事への参加支援	2.3
23	話し相手になってくれるサービス	2.3
24	気軽に立寄り、集まれる場の提供	2.2
27	自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス	2.2
29	趣味活動への支援	2.2
36	お墓参りの支援・代行	2.1
35	行楽・旅行の支援	2.1
33	庭づくり・畑の世話の支援・代行	2.1
37	体操・スポーツの機会の提供	2.0
39	自治会活動への参加支援	2.0
41	講習会への参加支援（例：生涯学習）	1.9
32	ボランティアの支援・機会の提供	1.9
40	地域活動・社会貢献活動への参加支援	1.9
38	ペットの世話の支援・代行	1.8
30	読書支援（図書館の出張貸出等）	1.8
31	収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供	1.6

■介護保険・保健福祉サービスによる支援のニーズに対する充足度（平均点）

NO.	支援(サービスの種類)	
25	困った時の相談相手・アドバイス	2.3
42	認知症の重症化予防	2.2
26	同じ立場の人との交流機会の提供	2.2
43	認知症の周辺症状の発症予防	2.1
21	高齢者同士の交流、情報交換支援	2.1
46	緊急時・災害時の手助け	2.0
44	薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理	2.0
17	スケジュール管理（1週間、1ヶ月等）	2.0
16	安否確認（見守り・声かけ）サービス	1.9
28	自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス	1.9
19	車での外出の支援	1.9
22	友人、知人との語らいの場の提供	1.9
5	食事づくり支援・代行、栄養管理	1.8
24	気軽に立寄り、集まれる場の提供	1.8
41	講習会への参加支援（例：生涯学習）	1.8
23	話し相手になってくれるサービス	1.8
27	自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス	1.8
8	通院支援	1.8
34	季節の行事への参加支援	1.8
4	洗濯代行	1.7
37	体操・スポーツの機会の提供	1.7
18	徒歩での外出の支援	1.7
3	ごみ出し代行	1.7
29	趣味活動への支援	1.6
6	買い物支援（同行サービス）	1.6
7	買い物代行	1.6
32	ボランティアの支援・機会の提供	1.6
45	遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援	1.6
1	住まいの片づけ支援・代行	1.6
30	読書支援（図書館の出張貸出等）	1.5
35	行楽・旅行の支援	1.5
40	地域活動・社会貢献活動への参加支援	1.5
12	公共料金等の支払い代行	1.5
2	庭、外の掃除支援・代行	1.5
39	自治会活動への参加支援	1.5
14	事務手続きの支援・代行	1.4
13	金銭管理の支援・代行	1.4
20	近所づきあい支援	1.4
11	預貯金の出し入れ代行	1.4
15	電話応対の支援・代行	1.3
10	家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行	1.3
33	庭づくり・畑の世話の支援・代行	1.3
31	収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供	1.3
38	ペットの世話の支援・代行	1.3
9	移動販売（近所に販売車が来る）	1.2
36	お墓参りの支援・代行	1.2

（６）認知症高齢者等本人のニーズのレベルとその充足度とのギャップ

認知症高齢者等本人のニーズのレベルと既存支援による充足度との間にどの程度のギャップがあるかを検討するために、ニーズの平均点から充足度を差し引いた値を下記に示した。

家族・近隣住民・民間団体の支援による充足度とのギャップと、介護保険・保健福祉サービスによる充足度の総合的な充足度とのギャップ、そして２つのギャップの平均点を提示している。

２つのギャップの平均点が、0.7 ポイント（ギャップの平均値）よりも高い項目について分類すると、下記の通り分類できた。

「本人の希望や困りごと」、「社会参加や趣味の継続」の分野では、ギャップが大きいだけでなく、家族・近所や民間団体等によるニーズの充足度、介護保険・自治体からの支援によるニーズの充足度ともに低くなっていた。これらの支援領域は、支援があまり行われておらず、現状では、認知症高齢者等の支援ニーズに応えるための資源が不足しているテーマであることが示唆された。

1） **安全確保に関するもの**
- ・緊急時・災害時の手助け　・安否確認（見守り・声かけ）サービス

2） **本人の希望や困りごとへの対応に関するもの**
- ・自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス
- ・自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス
- ・困った時の相談相手・アドバイス

3） **発症予防に関するもの**
- ・認知症の周辺症状の発症予防　・認知症の重症化予防

4） **人付き合いに関するもの**
- ・気軽に立寄り、集まれる場の提供　・話し相手になってくれるサービス
- ・同じ立場の人との交流機会の提供　・友人、知人との語らいの場の提供
- ・高齢者同士の交流、情報交換支援　・近所づきあい支援

5） **社会参加や趣味の継続に関するもの**
- ・収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供　・ボランティアの支援・機会の提供
- ・行楽・旅行の支援　・趣味活動への支援　・季節の行事への参加支援
- ・庭づくり・畑の世話の支援・代行

6） **移動支援に関するもの**
- ・通院支援　・徒歩での外出の支援　・車での外出の支援

7） 日常生活で必要な行為の支援・代行
- ・家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行

■認知症高齢者等本人のニーズのレベルと家族・近隣住民・民間団体による支援の充足度とのギャップ　（平均値）

NO.	支援(サービスの種類)	
46	緊急時・災害時の手助け	1.1
43	認知症の周辺症状の発症予防	1.1
27	自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス	1.1
42	認知症の重症化予防	1.1
28	自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス	1.0
24	気軽に立寄り、集まれる場の提供	1.0
23	話し相手になってくれるサービス	0.9
31	収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供	0.8
25	困った時の相談相手・アドバイス	0.8
32	ボランティアの支援・機会の提供	0.7
35	行楽・旅行の支援	0.7
26	同じ立場の人との交流機会の提供	0.7
29	趣味活動への支援	0.6
22	友人、知人との語らいの場の提供	0.6
8	通院支援	0.6
21	高齢者同士の交流、情報交換支援	0.5
18	徒歩での外出の支援	0.5
37	体操・スポーツの機会の提供	0.5
34	季節の行事への参加支援	0.4
40	地域活動・社会貢献活動への参加支援	0.4
30	読書支援（図書館の出張貸出等）	0.4
19	車での外出の支援	0.4
39	自治会活動への参加支援	0.4
16	安否確認（見守り・声かけ）サービス	0.3
20	近所づきあい支援	0.3
33	庭づくり・畑の世話の支援・代行	0.3
41	講習会への参加支援（例：生涯学習）	0.2
44	薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理	0.2
45	遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援	0.2
36	お墓参りの支援・代行	0.1
1	住まいの片づけ支援・代行	0.1
10	家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行	0.1
5	食事づくり支援・代行、栄養管理	0.0
2	庭、外の掃除支援・代行	-0.0
38	ペットの世話の支援・代行	-0.0
9	移動販売（近所に販売車が来る）	-0.1
7	買い物代行	-0.1
6	買い物支援（同行サービス）	-0.1
14	事務手続きの支援・代行	-0.2
17	スケジュール管理（1週間、1ヶ月等）	-0.3
4	洗濯代行	-0.3
3	ごみ出し代行	-0.4
11	預貯金の出し入れ代行	-0.5
13	金銭管理の支援・代行	-0.5
15	電話応対の支援・代行	-0.6
12	公共料金等の支払い代行	-0.6

■認知症高齢者等本人のニーズのレベルと介護保険・保健福祉サービスによる支援の充足度とのギャップ　（平均値）

NO.	支援(サービスの種類)	
46	緊急時・災害時の手助け	1.6
27	自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス	1.5
8	通院支援	1.5
28	自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス	1.4
24	気軽に立寄り、集まれる場の提供	1.4
20	近所づきあい支援	1.3
23	話し相手になってくれるサービス	1.3
10	家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行	1.3
43	認知症の周辺症状の発症予防	1.3
18	徒歩での外出の支援	1.3
35	行楽・旅行の支援	1.2
16	安否確認（見守り・声かけ）サービス	1.2
14	事務手続きの支援・代行	1.2
22	友人、知人との語らいの場の提供	1.2
29	趣味活動への支援	1.2
26	同じ立場の人との交流機会の提供	1.2
31	収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供	1.2
42	認知症の重症化予防	1.1
2	庭、外の掃除支援・代行	1.1
19	車での外出の支援	1.1
1	住まいの片づけ支援・代行	1.1
25	困った時の相談相手・アドバイス	1.1
7	買い物代行	1.1
45	遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援	1.1
9	移動販売（近所に販売車が来る）	1.1
36	お墓参りの支援・代行	1.0
32	ボランティアの支援・機会の提供	1.0
33	庭づくり・畑の世話の支援・代行	1.0
6	買い物支援（同行サービス）	1.0
11	預貯金の出し入れ代行	1.0
5	食事づくり支援・代行、栄養管理	1.0
44	薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理	1.0
13	金銭管理の支援・代行	1.0
34	季節の行事への参加支援	0.9
15	電話応対の支援・代行	0.9
21	高齢者同士の交流、情報交換支援	0.9
39	自治会活動への参加支援	0.9
3	ごみ出し代行	0.8
12	公共料金等の支払い代行	0.8
40	地域活動・社会貢献活動への参加支援	0.8
4	洗濯代行	0.7
37	体操・スポーツの機会の提供	0.7
30	読書支援（図書館の出張貸出等）	0.6
38	ペットの世話の支援・代行	0.5
17	スケジュール管理（1週間、1ヶ月等）	0.5
41	講習会への参加支援（例：生涯学習）	0.4

■認知症高齢者等本人のニーズのレベルと総合充足度とのギャップ
（「家族・近隣住民・民間団体による支援」と「介護保険・保健福祉サービスによる支援」のギャップの平均値）

NO.	支援(サービスの種類)	
46	緊急時・災害時の手助け	1.4
27	自分のやりたいことを聞き出して、必要な支援につなげてくれるサービス	1.3
43	認知症の周辺症状の発症予防	1.2
28	自分の体や心の変化に気づいてくれ、支援や治療につなげてくれるサービス	1.2
24	気軽に立寄り、集まれる場の提供	1.2
23	話し相手になってくれるサービス	1.1
42	認知症の重症化予防	1.1
8	通院支援	1.0
31	収入を得られる仕事の継続支援・機会の提供	1.0
35	行楽・旅行の支援	0.9
25	困った時の相談相手・アドバイス	0.9
26	同じ立場の人との交流機会の提供	0.9
29	趣味活動への支援	0.9
22	友人、知人との語らいの場の提供	0.9
32	ボランティアの支援・機会の提供	0.9
18	徒歩での外出の支援	0.9
20	近所づきあい支援	0.8
16	安否確認（見守り・声かけ）サービス	0.8
19	車での外出の支援	0.7
10	家の中の修理、電球交換、模様がえの支援・代行	0.7
21	高齢者同士の交流、情報交換支援	0.7
34	季節の行事への参加支援	0.7
33	庭づくり・畑の世話の支援・代行	0.7
45	遠くの親戚や友達への近況連絡や交流の支援	0.6
39	自治会活動への参加支援	0.6
40	地域活動・社会貢献活動への参加支援	0.6
44	薬をのむ、はる、ぬる手助け・管理	0.6
1	住まいの片づけ支援・代行	0.6
37	体操・スポーツの機会の提供	0.6
36	お墓参りの支援・代行	0.6
2	庭、外の掃除支援・代行	0.6
7	買い物代行	0.5
9	移動販売（近所に販売車が来る）	0.5
14	事務手続きの支援・代行	0.5
5	食事づくり支援・代行、栄養管理	0.5
30	読書支援（図書館の出張貸出等）	0.5
6	買い物支援（同行サービス）	0.5
41	講習会への参加支援（例：生涯学習）	0.3
38	ペットの世話の支援・代行	0.2
11	預貯金の出し入れ代行	0.2
4	洗濯代行	0.2
13	金銭管理の支援・代行	0.2
3	ごみ出し代行	0.2
15	電話応対の支援・代行	0.2
17	スケジュール管理（1週間、1ヶ月等）	0.1
12	公共料金等の支払い代行	0.1

（７）認知症高齢者等本人の支援ニーズと支援・サービスによる充足度の関係

認知症高齢者等本人の支援ニーズのレベル（縦軸）、家族・近隣住民・民間団体による支援の充足度、介護保険・保健福祉サービスによる住速度について、それぞれその分布を比較した。

その結果、家族や近隣住民・民間団体等による支援では、ニーズが比較的小さい支援内容についても充足度の高い項目が多くなっていた。

一方、介護保険・保健福祉サービスについては、ニーズが比較的大きい項目ほど充足度が高いという関係性が見られた。また、その傾向は要介護度が高い高齢者等のニーズにおいて顕著であった。

■認知症高齢者等本人の支援ニーズと充足度の関係（家族・近隣住民・民間団体による支援）

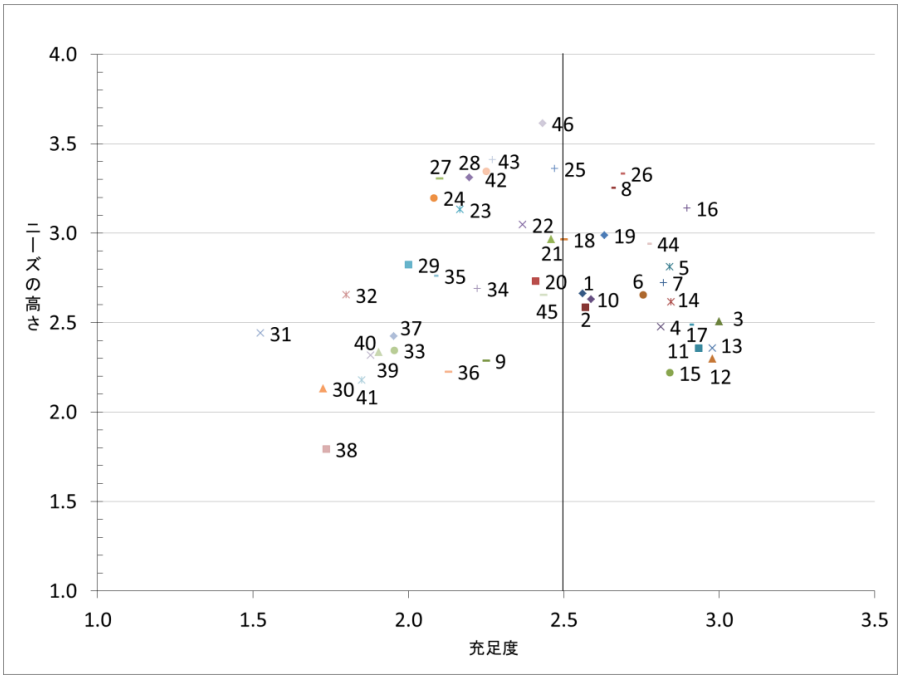

■認知症高齢者等本人の支援ニーズと充足度の関係（介護保険・保健福祉サービスよる支援）

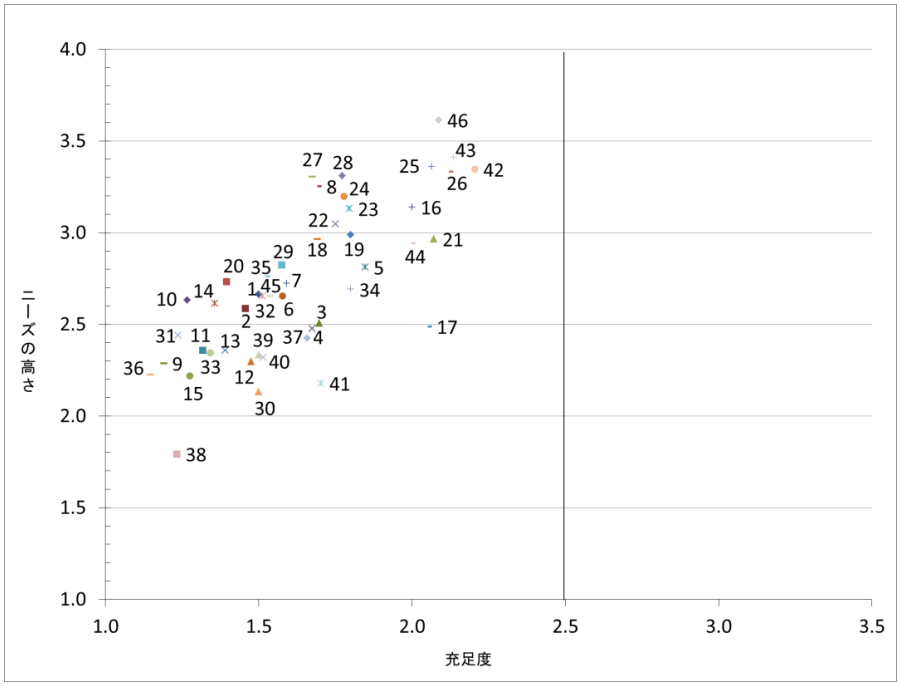

■認知症高齢者等本人の支援ニーズと充足度の関係（介護保険・保健福祉サービスよる支援）
【要介護度 2 以下】

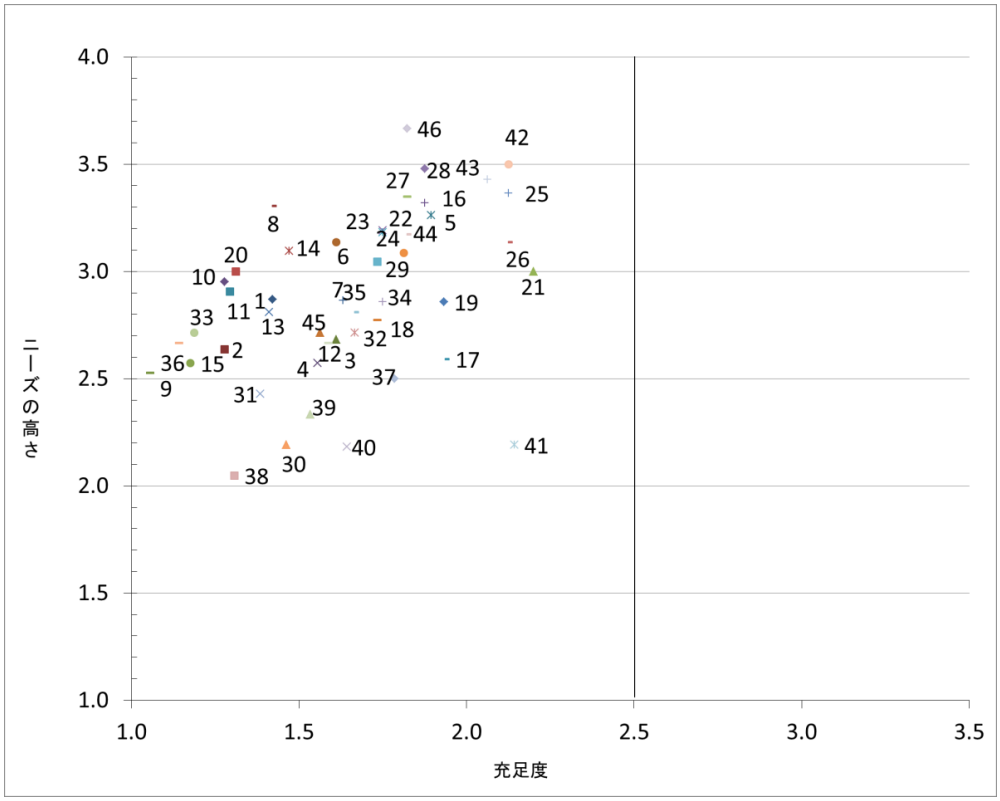

■認知症高齢者等本人の支援ニーズと充足度の関係（介護保険・保健福祉サービスよる支援）
【要介護度 3 以上】

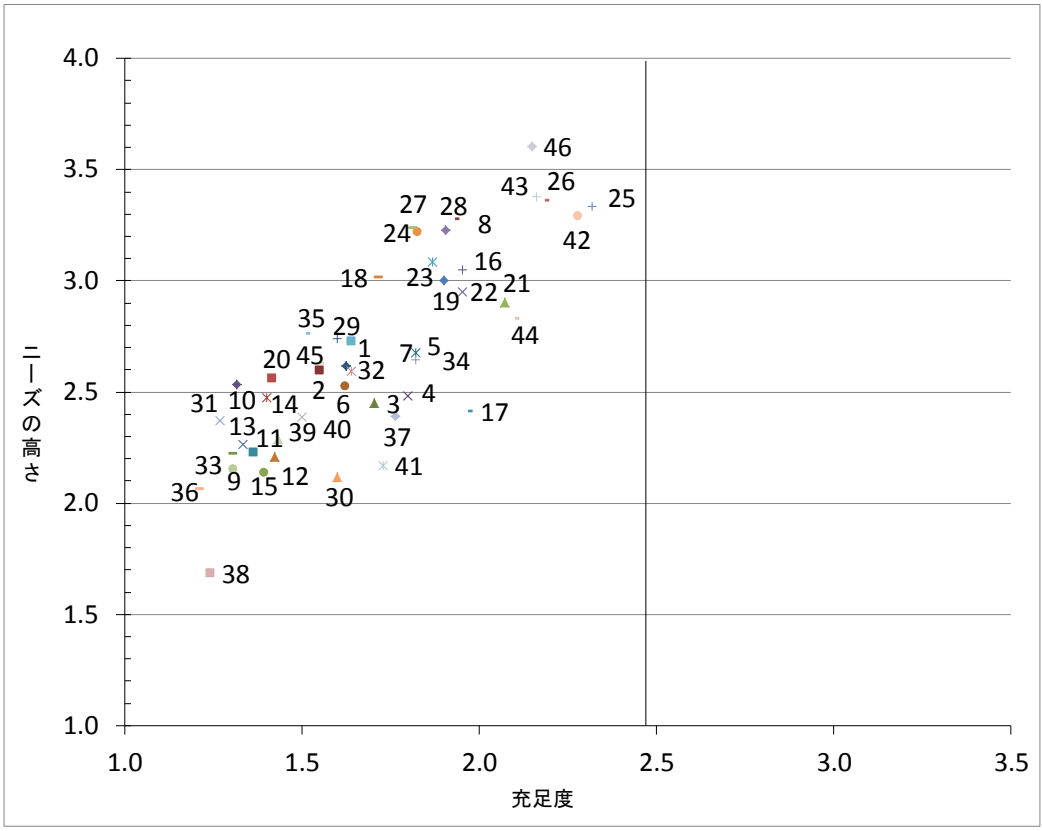

（８）家族介護者のニーズと充足状況

①家族介護者の支援ニーズ

家族介護者の支援ニーズは、10 項目中 8 項目が 3.0 ポイントを超えていた。家族介護者が、多様な領域で支援を求めていることが伺えた。特に「同じ立場の人との交流機会の提供」、「悩み相談・精神的なケア」といった、介護を行う上での悩み等を他者と共有することに対して高いニーズがあることが伺われた。

②家族介護者の支援ニーズに対する充足状況

家族介護者の支援ニーズに対する充足状況についてみると、家族・近隣住民・民間団体等の支援による充足度は、10 項目中 8 項目が 2.5 点（評価点の中間値）未満と、本人のニーズと比較すると低い傾向にあった。

但し、「同じ立場の人との交流機会の提供」、「悩み相談・精神的なケア」では 2.5 ポイントを超えており、家族介護者の支援ニーズとして高いこれらの支援内容については、ある程度充足されていた。

介護保険・保健福祉サービスによる支援の充足状況をみると、認知症高齢者等本人の支援ニーズと同様に全項目が 2.5 点未満の状況にあった。

■家族介護者の支援ニーズ　（平均値）

No.	支援（サービスの種類）	
7	同じ立場の人との交流機会の提供	3.6
8	悩み相談・精神的なケアの提供	3.5
9	認知症のご家族が、地域に出て行くことができる見守り・関係づくりの支援	3.5
6	認知症高齢者等を支えるための知識、技術を学ぶ機会の提供	3.4
4	介護者の趣味、人との語らい等の余暇を過ごす時間を確保するための支援	3.4
1	介護者が、仕事をする時間を確保するための支援	3.4
5	認知症のご家族が日中過ごすことができる場所・参加の機会の提供	3.3
2	介護者が、家事等をする時間を確保するための支援	3.1
3	介護者が、子育てをする時間を確保するための支援	2.6
10	遠くの親戚や友人への近況連絡の支援・代行	2.3

■家族介護者の支援ニーズに対する家族・近隣住民・民間団体の支援による充足度（平均値）

No.	支援（サービスの種類）	
7	同じ立場の人との交流機会の提供	2.9
8	悩み相談・精神的なケアの提供	2.6
6	認知症高齢者等を支えるための知識、技術を学ぶ機会の提供	2.4
5	認知症のご家族が日中過ごすことができる場所・参加の機会の提供	2.4
9	認知症のご家族が、地域に出て行くことができる見守り・関係づくりの支援	2.3
4	介護者の趣味、人との語らい等の余暇を過ごす時間を確保するための支援	2.3
3	介護者が、子育てをする時間を確保するための支援	2.1
2	介護者が、家事等をする時間を確保するための支援	2.1
1	介護者が、仕事をする時間を確保するための支援	2.0
10	遠くの親戚や友人への近況連絡の支援・代行	1.9

■家族介護者の支援ニーズに対する介護保険・保健福祉サービスによる充足度（平均値）

No.	支援（サービスの種類）	
5	認知症のご家族が日中過ごすことができる場所・参加の機会の提供	2.4
2	介護者が、家事等をする時間を確保するための支援	2.4
1	介護者が、仕事をする時間を確保するための支援	2.4
7	同じ立場の人との交流機会の提供	2.4
4	介護者の趣味、人との語らい等の余暇を過ごす時間を確保するための支援	2.4
6	認知症高齢者等を支えるための知識、技術を学ぶ機会の提供	2.3
8	悩み相談・精神的なケアの提供	2.2
3	介護者が、子育てをする時間を確保するための支援	2.2
9	認知症のご家族が、地域に出て行くことができる見守り・関係づくりの支援	2.0
10	遠くの親戚や友人への近況連絡の支援・代行	1.5

③家族介護者の支援ニーズと充足度のギャップ

家族介護者の支援ニーズと総合的な支援の充足度（「家族・近隣住民・民間団体等の支援による充足度」、「介護保険・保健福祉サービスによる支援の充足度」の平均値）とのギャップを分析した。

その結果、「認知症のご家族が地域に出ていくことができる、見守り・関係づくりの支援」、「介護者が、仕事をする時間を確保するための支援」といった、家族の仕事や社会参加に対する支援において充足されていないことが伺われた。

■家族介護者の支援ニーズと総合的な支援の充足度とのギャップ　（平均値）

No.	支援（サービスの種類）	
9	認知症のご家族が地域に出て行くことができる、見守り・関係づくりの支援	1.4
1	介護者が、仕事をする時間を確保するための支援	1.2
8	悩み相談・精神的なケアの提供	1.1
4	介護者の趣味、人との語らい等の余暇を過ごす時間を確保するための支援	1.1
6	認知症高齢者等を支えるための知識、技術を学ぶ機会の提供	1.0
7	同じ立場の人との交流機会の提供	1.0
5	認知症のご家族が日中過ごすことができる場所・参加の機会の提供	0.9
2	介護者が、家事等をする時間を確保するための支援	0.8
10	遠くの親戚や友人への近況連絡の支援・代行	0.6
3	介護者が、子育てをする時間を確保するための支援	0.4

３．アンケート調査のまとめ

本アンケート調査を通じて、認知症高齢者等、家族介護者の支援ニーズを把握し、現状のサービスで充足されていない傾向のある支援領域について検討を行った。

これらの結果から、今後、SIB の仕組みを活用し、多様なサービス主体による支援体制を検討する上でのターゲットとなる支援領域についての基礎資料を得ることができた。

（１）認知症高齢者等本人の支援ニーズ（強化が期待されるテーマ）

～「本人の希望や困りごとへの対応」「社会参加や趣味の継続」～

認知症高齢者等本人の支援ニーズとして高いレベルにある支援テーマのうち、充足度が低い領域をみると、「本人の希望や困りごとへの対応に関するもの」、「社会参加や趣味の継続に関するもの」は、家族・近隣住民・民間団体の支援、介護保険・保健福祉サービスのいずれにおいても充足度が低い傾向にあった。これらの結果から、今後、地域の中で支援体制を強化することが期待される領域であると考えられた。

今後、SIB の仕組を活用した新たな支援基盤を構築するターゲットとして検討することができると考えられた。

（２）比較的軽度の要介護者への支援の充実（強化が期待されるテーマ）

～予防的観点からの支援体制の充実～

介護保険･保健福祉サービスによる要介護度 2 以下の認知症高齢者等の支援ニーズの充足度をみると、要介護度 3 以上と比べて充足度が低い傾向にあった。また、支援ニーズのレベルと充足度の高さが、必ずしも比例していなかった。

このことから、比較的重度の要介護者への支援は、既存サービスにより充足されつつあるが、比較的軽度の要介護者に対する支援メニューは、限定されていることが伺われた。

今後、こうしたニーズと既存サービスの状況から、比較的軽度の要介護者への支援体制づくりをターゲットに、SIB の仕組を活用した新規事業導入が検討されることが期待されるとかんがえられた。

（３）家族介護者の支援ニーズ（強化が期待されるテーマ）

～「家族介護者が地域に出ていくことができる、見守り・関係づくりの支援」、「家族介護者が、仕事をする時間を確保するための支援」～

認知症高齢者等本人の支援ニーズに対する充足度と比較して、家族介護者の支援ニーズに対する充足度は、低い傾向にあった。特に「認知症のご家族が地域に出ていくことができる、見守り・関係づくりの支援」、「介護者が、仕事をする時間を確保するための支援」はニーズと充足度とのギャップが大きかった。

これらの結果から、家族介護者支援は、今後の支援体制として求められている領域であることが推察された。SIB の仕組を活用した新規事業導入の効果が期待される領域であると考えられた。

第５章　自治体インタビュー調査

１．実施概要

（１）目的

本事業では、認知症施策分野を対象に、官民連携による課題解決スキームとして、ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性について検討することを目的とした。

その一貫として、基礎自治体を対象に、1)既存の認知症関連の公的サービスではカバーできない支援ニーズとその理由、2)認知症施策へのソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題等―を明らかにすることを目的にインタビュー調査を実施した。

（２）対象

インタビュー調査は、ソーシャル・インパクト・ボンドに関わる先進的取組を行った実績のある 3 自治体、高齢者福祉、認知症施策において先進的取組を行っているが、ソーシャル・インパクト・ボンドに関しては現時点で実績のない 3 自治体を対象とした。

インタビューにあたっては、各自治体の高齢者保健・福祉（認知症施策）所管課、財政・企画部門の担当課から意見を求めた（ソーシャル・インパクト・ボンドに関わる先進的取組を実施した自治体には、担当課も含む）。

■ソーシャル・インパクト・ボンドに関わる先進的取組自治体

自治体名	人口等
横須賀市（神奈川県）	人　　口：412,413 人 ／ 高齢化率：30.0%（123,726 人） 世 帯 数：166,242 世帯　※平成 28 年 10 月 1 日時点
東近江市（滋賀県）	人　　口：115,152 人 ／ 高齢化率：25.0%（28,738 人） 世 帯 数：43,018 世帯　※平成 29 年 2 月 1 日時点
うきは市（福岡県）	人　　口：30,641 人 ／ 高齢化率：31.8%（9,752 人） 世 帯 数：10,923 世帯　※平成 28 年 10 月 1 日時点

■高齢者福祉、認知症施策の先進的取組自治体
（ソーシャル・インパクト・ボンドに関する検討は未実施自治体）

自治体名	人口等
世田谷区（東京都）	人　　口：892,535 人 ／ 高齢化率：20.2%（180,009 人） 世 帯 数：467,605 世帯　※平成 29 年 1 月 1 日時点 ※平成 29 年 2 月 1 日時点（世帯数）
武蔵野市（東京都）	人　　口：144,003 人 ／ 高齢化率：22.0%（31,733 人） 世 帯 数：75,245 世帯　※平成 29 年 2 月 1 日時点
町田市（東京都）	人　　口：428,474 人 ／ 高齢化率：25.9 %（110,979 人） 世 帯 数：192,289 世帯　※平成 29 年 2 月 1 日時点

（３）インタビュー項目

インタビュー調査にあたっては、事前に以下のインタビュー項目、参考資料を書面で送付の上、実施した。

【ソーシャル・インパクト・ボンドに関わる先進的取組自治体】

問　官民連携による課題解決スキームとしての SIB モデル事業の導入を検討した事業の概要

① 官民連携による課題解決スキームとしての SIB モデル事業の導入を検討した事業の概要。
② ①の事業を導入することを検討した背景・理由。
③ 貴自治体として SIB の仕組を導入することの位置づけ（SIB 導入の意義、自治体としての役割をどのように考え、SIB 導入を企画したのか）
④ 事業実施にあたっての現在の課題。

問　認知症施策の領域で、SIB の仕組を活用し、事業を計画することを想定した場合の課題等

①SIB 導入にあたってどのような課題が想定されるか。
（例）「認知症高齢者の集いの場をつくり、仕事、趣味活動、社会参加の機会を提供する事業」
②課題を解決する上で求める支援策、情報提供等は何か。

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズ

① 認知症高齢者等が、貴自治体において、地域の中で生活を継続する上で、既存サービスでカバーされていない支援ニーズとしてどのようなことが挙げられるか。
② 認知症高齢者等の支援ニーズに応えるためには、既存サービス等で対応しようとした場合、どのような課題があるか。

【高齢者福祉、認知症施策に関する先進的取組自治体（ソーシャル・インパクト・ボンドに関する検討は未実施自治体）】

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズとその理由

① 認知症高齢者等が、貴自治体において、地域の中で生活を継続する上で、既存サービスでカバーされていない支援ニーズとしてどのようなことが挙げられるか。

② 認知症高齢者等の支援ニーズに応えるためには、既存サービス等で対応しようとした場合、どのような課題があるか。

問　認知症施策へのソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題

① 貴自治体において、認知症施策の領域で、SIB の仕組を活用することを計画する上で想定される課題は何か。

② ①の課題を解決する上でもとめる支援策、情報提供等。

２．インタビュー調査結果（SIB に関する先進的取組自治体）

横須賀市（神奈川県）	都市政策研究所 福祉部高齢福祉課

問　SIB の仕組を活用したモデル事業の概要

①事業の概要

- 平成 27 年度に「SIB を活用した特別養子縁組の取組み」を実施した。事業の目的は、子どもの家庭養護の促進、中長期的には児童虐待や生活困窮者の発生防止に寄与することであった。
- 事業の目標として、1 年間で 4 件の特別養子縁組の成立を目指し、早期に子どもの家庭養護の環境を整えると同時に、児童養護施設等の負担軽減を目指した。
- 対象児童は、横須賀市の生後 3 ヶ月未満の乳幼児とした。実親は横須賀市に在住の子どもを養育する意志または、能力が不十分な妊娠中の女性、養親は横須賀市在住を含む全国の養親希望者であった。
- 事業は、事業実施機関を一般社団法人ベアホープが担い、以下を実施。
  1)横須賀市内での妊娠相談に関する広報・啓発
  2)望まない妊娠をした実母からの相談窓口対応
  3)妊娠中・出産後の実母のフォロー
  4)養子縁組希望者とのマッチング・手続きフォロー
- 資金提供、中間支援組織を日本財団が担い、第三者評価機関として日本社会事業大学、評価アドバイザーは、RCF 復興支援チーム、SROI ネットワーク、慶應義塾大学が担当した。
- 横須賀市は、事業スキームの中においてフィールドの提供者の機能を担った。
- 特別養子縁組は、原則として 6 歳未満の子どもの福祉のため、特に必要があるときに、子どもとその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度である(6 歳未満から事実上養育していたと認められた場合は 8 歳未満まで可能)。養親となる者は、配偶者があり、原則として 25 歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要がある。また、特別養子縁組の離縁は原則として禁止されている（民法代 817 条の 2～11)。
- パイロット事業の企画、契約、進捗管理等は、政策推進部（都市政策研究所）が所管した。事業の実施は児童相談所が担当した。

②事業を導入することを検討した背景・理由

- 市民ニーズが多様化、複雑化している中で、行政には限られた財源をバランスよく配分し、顕在化または将来起こりうる課題を解決するための取組が求められている。
- 企業による社会貢献活動をはじめとした社会的事業に対するニーズの高まりがある中、できるだけ公的資金の投入を抑え、社会全体から広く資金を募り、それを資本として社会問題を解決できる SIB への注目が高まっていることにあった。
- 公益財団法人日本財団が日本における SIB 導入の可能性を検討するため、平成 27 年度にパイロットスタディ事業を実施することになり、横須賀市は、平成 27 年 4 月に協定を締結し、特別養子縁組推進を目指すパイロットスタディ事業を実施した。

【特別養子縁組をテーマに SIB を組成した理由】

- かねてより、首長は社会的養護に対する強い問題意識・思いを有していた。
- 平成 23 年 7 月に国の「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討会」、「社会保障審議会児童部会　社会的養護専門部会」より「社会的養護の課題と将来像」が示され、その中で社会的養護は原則として家庭的養護を優先するとされた。
- この方向性を踏まえ、平成 26 年度「横須賀市社会的養護推進計画」を策定し、施設養護から家庭的環境での養育を主体とした体制に転換を図っていくこととし、施設養護以外の選択肢の 1 つとして特別養子縁組に着目した。
- しかしながら、家庭養護の受け皿となる「特別養子縁組制度」については、当時、行政は積極的にかかわっておらず、民間同士で行われていることが多い状況であった。民間による縁組は、担当部局や所轄区域等に縛られないため、切れ目のない素早い対応が可能である。一方で、NPO 法人等により行われていることが多く、実態も把握されていない状況にあった。
- 以下を SIB 導入のメリット捉え、SIB を活用して本事業に着手することとした。

  1)社会的事業に新たに取組む際に、効果が得られないというリスクを負うことなく、事業に着手できる。

  2)将来的な行政コストを低減することができるとともに、社会的価値の高い事業を実施できる可能性がある。

  3)民間事業者の持つ専門的知識やノウハウ、人材、ネットワークなどが活用できる。
- 横須賀市は、議会の IT 化等をはじめ、全国に先駆けた取組を進める風土があったことも背景要因としてある。

③SIB 成果シミュレーション

- 4 名の特別養子縁組が成立した場合の総便益は、約 3,460 万円（養育期間 18 年分）、総事業費約 1,830 万円、行政収支は約 1,630 万円の改善が見込まれると試算した。

支　出	総事業費:1,830 万円（ベアホープ人件費、研修費、カウンセリング費、交通費等）
便　益	養子縁組の成立 1 組あたりの便益を以下のように算出する。期間は、高校卒業年齢まで（乳児院 2 年、児童養護施設 16 年または里親・ファミリーホーム 18 年と仮定）

項目	費目	月あたりの市負担額（※1）	措置率（※2）	金額（税抜）（※3）
乳児院（2 年分）	事業費	55,173	93.75%	1,216,585
児童養護施設（16 年分）	事業費	47,566	93.75%	6,416,020
里親（18 年分）	事業費	85,317	4.17%	555,428
ファミリーホーム（18 年分）	事業費	145,104	2.08%	471,193
	合計	－	－	8,659,204

・1 名あたり便益（18 年分）:約 865 万円
・4 名あたり便益（18 年分）:約 3,460 万円
・行政収支:1,630 万円（4 名あたり便益から総事業費を引いたもの）

④事業の進捗状況

- 事業としては、以下について実施した。

1)制度周知に関する取組

・市内の病院、薬局、学校等での「妊娠 SOS カード」の配布を 60 箇所程度で実施した。
・横須賀市、ベアホープのホームページへの情報掲載。
・インターネットによる妊娠相談等の情報検索者向けの公告（リスティング公告）。
・関係機関職員（児童相談所、保健センター、医療機関等）への研修実施（2 回）。

2)事業実績

・平成 27 年度中に 1 件成立（家庭裁判所における審判）。
・他 2 件は、縁組に向けて同居を開始（平成 29 年 1 月末現在 2 件成立、その他 4 件同居中）。
・短期間にこれだけの事業が実現したことは民間事業者のノウハウを活用したことによるものである。

3)経済的インパクト

・3 件の縁組成立により、総便益は 2,600 万円と算出された。本事業費 1,830 万円および、第三者評価により明らかになった行政人件費（245 万円）を差し引き、行政収支は、約 523 万円の削減となった。
・行政人件費は、児童相談所職員を対象としたタイムスタディ調査により得られた人件費コストである。

⑤事業の実施にあたっての現在の課題

「目標指標」

- 特別養子縁組の成立を目標としていたが、まずは実親が養育することを目指して相談を重ね、特別養子縁組が最適な手段であると判断された場合に縁組を行うものであるため、成立件数多寡だけでなく、その他の指標を設定する必要がある。
- サービス受益者の母集団が特定できないため、効果測定が困難である。

「基礎自治体での SIB 組成」

- 基礎自治体で SIB を組成する場合には、予算規模がそれほど大きくないため、SIB 組成に係るマネジメント費用の全体経費に占める割合が高くなる。
- 社会的課題に対する事業は、基礎自治体で完結せず、国や県などと役割分担、財政負担しているものが多い。課題解決による効果は自治体だけでなく国や都道府県にも波及するため、より広域的な取組が期待される。

「民間事業者との連携」

- 今回対象となった事業（特別養子縁組）は、これまで横須賀市では実施しておらず、また、センシティブな課題であったため民間事業者との連携が難しい場面があった。事前の協議で事業者との役割分担（切り分け）を詳細に行うことが重要である（行政としても民間との連携に前向きになる必要がある）。
- 乳幼児を対象とする事業の性質上、児童相談所が関わらざるを得ない場面が多く、他自治体の児童相談所との連携に支障が生じたり、民間事業者の自由な活動を制限してしまったりという状況がみられた。

「その他」

- 行政としては、投資家の確保、呼びかける手段はあまり持ち得ないだろう。

⑥今後の予定

- 2 年目以降は、横須賀市単独事業で実施していく予定である（SIB は組成しない予定）。
- パイロットスタディの事業成果を活用し、今後は、行政課題について対応策を検討する際には、SIB 導入の可能性を検討することとした。
- 行政として未知の領域（行政としての取組み経験がない、手段を持っていない、人員が増やせない等）に着手する場合には、SIB の仕組みをはじめ民間のノウハウを活用することには意義がある。一方で、行政は多様な事業を展開している。その上で、類似事業を立ち上げ、SIB を組成することは成果測定が困難であると考えられる。
- 資金調達の手段として SIB の仕組を活用するか否かを判断する際に、成果が確実に見込まれるものは、中間支援組織等のマネジメントコストを考えると事業委託をした方が効率的であると考える。

- 既存事業に SIB の仕組を導入する場合（事業の仕組を SIB に置き換える場合）は、成果指標をどのように設定するべきであるか課題がある。例えば、尼崎市のケースでは、既存の生活保護のケースワークに加え、プラスアルファとして新 SIB 事業としてケースワークを実施したと聞いている。こうした事業では、新事業部分の成果について、指標を設定し、測定することは難しいだろう。
- 仮に、事業の成果が上がったからといって、人員削減を行うための手段として、民間シフトすることは、必ずしも容易ではないだろう。一方、民間事業者を活用するメリットの 1 つとしては、ノウハウを活かした新たな提案が得られることにある（提案型業務委託制度により実施してきた)。この度の SIB の仕組を活用したパイロット事業に参加したことにより、ノウハウの活用が進んだといえる。行政として未知の領域に着手する際には、社会実験の観点から SIB は行政手段の 1 つとして意義深いと考えられる。
- 事業費シミュレーション、行政便益の計算結果は、行政組織、市民を説得する上で非常に重要な情報であるといえる。

問　認知症施策の領域でSIBの仕組を活用し、事業を計画することを想定した場合の課題

①SIB導入にあたっての課題

- 対象者が、要介護者なのか、要支援者なのかもしくは全く自立の高齢者なのかという対象によってはSIBを導入できるだろう。但し、比較対象の設定に留意する必要がある。
- 軽度の症状が見られる認知症高齢者等であると、一般高齢者施策には参加しにくいため、集える場が不足していると感じている。今後、受け皿を増やすことや、支援の方法を検討する必要があると感じていた。一方、SIBの導入はあまり検討したことがなかった。その理由は、効果を測定することは難しいのではないかと想像している。
- 事業を実施することで、要介護度が改善することは本来メリットといえる。一方、対象者にとっては、要介護認定において非該当になると、公的サービスとつながることができなくなるというデメリットも実態としてはある。
- 介護保険制度の中では、高齢者が、要介護認定を受け、ケアマネジャーに引き継いだ段階で、行政としては、民間に役割をつなぎ、役割を終了したと判断することが多い。一方で、地域包括ケアシステムの視点からすれば、自立、虚弱高齢者が、地域の中で元気に暮らし続けていけるようにするための取組に対して､SIBの仕組が活用できないかと感じる。
- 今後、高齢者の居場所づくり、地域での生活継続実現、元気高齢者の状態維持を目指す上では、市町村事業の対象となる。国の方針としては、自助、互助によって、いかにコストをかけずに支援体制を構築するかが知恵の出しどころと成っている。今後は、要介護3以上のより重い介護ニーズに対して公的サービスが対象となり、それよりも自立度が高い高齢者に対しては、いかに予算をかけないで支援体制をつくるかが課題となる。
- SIBの仕組を活用したことによる効果を的確に測定できる客観的指標があればよいが､そうした情報がなければ、理論的に説明することは難しい。もともと元気な高齢者に対して事業を行った場合、何が功を奏したのかを客観的に評価することは容易ではないだろう。因果関係を明確に示し、それを実証することが課題となる。

②自立高齢者への予防施策分野への応用について

- 神奈川県立大学と栄養改善、歯科医師会と咀嚼、嚥下機能の改善効果の実証事業を進めている。こうした取組は、介護予防につながる取組になるだろうと考えている。
- 高齢者の社会参加、働く場の確保は重要な課題であるが、横須賀市全体として、労働力人口全体に対する働く場の確保が課題である。就労支援、就労機会の確保が進めばありがたい。
- 虚弱高齢者への支援は、今後、介護保険制度の給付対象から離れていくであろう。そうした高齢者を支えることに、元気高齢者への参加を期待している。
- 3年に1回、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画を策定し、事業計画を進め、政策を実行している。そのため、高齢者施策のいずれの部分で、SIBの仕組を活用するのかにつ

いては、計画策定のプロセスと連動させながら議論する必要がある。

③その他

- レピュテーションリスクについては、課題としては認識されているが、委託事業においても起きうる課題でもある。例えば、ニューヨーク市で行った取組は、失敗に終わったが、民間事業として試行事業に失敗したのであるから、その成果を活かして、次の施策を行政が検討すればよいという考え方もある。失敗リスクは、社会的コストであると考える向きもある。

東近江市（滋賀県）	市民環境部　森と水政策課 公益財団法人　京都地域創造基金

問　SIB の仕組を活用したモデル事業の概要

①導入の背景

【導入の背景】

- 平成 28 年度より、東近江市は、「東近江市コミュニティビジネス×SIB 実験事業」を開始した。背景として、コミュニティビジネスの振興にあたって、京都地域創造基金と協働で検討を行ってきた経緯がある。京都地域創造基金では、公益財団法人を創設する以前、つまり NPO 法人として活動していた頃より、日本において社会的投資の枠組を活かした事業を創ることができないか検討を続けてきた。
- 検討当初は、寄付金の活用等により、民間資本によって公共サービスを創出する仕組づくりを検討していた。しかし、最大の課題は、資金調達であり、その解決策の１つとして「投資の枠組」を活用することにした。
- もう 1 つの問題意識として、補助金制度は、事業を立ち上げ、行政サービスを安定的に提供することにおいて強みがある。一方で、その成果を確実に生み出すという点では、課題があると考えていた。
- これらの背景を踏まえ、補助金制度の中に成果連動型の仕組を取込んだ東近江市モデルを創り上げたのである。

【②SIB の仕組を活用したねらい】

- SIB の仕組を活用する第１のねらいは、市民が投資家になり得ることで、市民が自治に参加し、市民の当事者性を引き出すことにある。
- つまり、SIB の仕組を導入すること自体が目的ではなく、いかに、民間資本、民間活力を公的サービス提供のために役立てることができるかという点がねらいであった。地域住民にとって受けとめやすく、かつ、継続的に広がっていく「社会的投資」のモデルとは何かを検討し続けてきた。

【東近江市の特徴】

- 東近江市は、大阪市と名古屋市の中間に位置し、平成 17 年、18 年の市町合併により生まれた人口約 12 万人の近江商人の気概が生き続けているまちである。
- 東近江市民の特徴として、住民同士が顔の見える関係を維持し、地域の課題を我が事としてとらえ、“自分も何かできないか”と考える気風が受け継がれている点が挙げられる。

②「東近江市コミュニティビジネス×SIB 実験事業」の概要

【母体となった補助金事業】

- 本事業は、東近江市単独事業として平成 26 年度より実施されてきた「コミュニティビジネススタートアップ支援事業」が土台となっている。事業目的は、1)多様化する地域の

困りごとを、2)地域の資源を生かして、3)ビジネスの手法で解決する事業者の、4)スタートを支援する事業ーである。1 団体、50 万円、年間 4 件の事業に対して補助を行ってきた。

- 事業に期待される効果としては以下の通りであった。

1)地域資源を循環させ、地域の課題を解決すること
2)他地域、他分野に課題解決のノウハウを応用すること
3)地域課題解決にかかる行政コストの削減
4)地域での雇用の創出

【東近江版 SIB 実験事業（概要)】

- 平成 28 年度より、新たに「コミュニティビジネススタートアップ支援事業」に成果連動型の仕組を組込んだ「東近江市コミュニティビジネス×SIB 実験事業」という新たな補助金制度を創りだした。

- 平成 28 年度は、従来型の補助事業として公募し（落選した事業者あり)、採択先を決定した後、「東近江市コミュニティビジネス×SIB 実験事業」を関係者と共に創りながら、進んできた。4 事業の事業内容は、以下の通りである。

1)がもう夢工房拠点整備事業：空家を活用したコミュニティカフェ開業、あかねマルシェ開催 2)クミノプロジェクト：地域の杉を活用した木製玩具「クミノ」を製造販売 3)東近江発！新たしいせっけんブランドの立ち上げ：次世代による“第二次せっけん運動”ビジネス化計画 4)ほんなら堂：地域の困りごと、暮らしの困りごとを解決するしくみ、サポーター要請講座、空家管理事業の開始

- 事業実施主体は、民間事業者、NPO 法人、運営委員会（障害福祉、高齢者福祉、レストラン事業を提供している 3 つの法人が連携して組織を構築）である。

- 資金調達の仕組は、東近江市が、中間支援組織（投資信託会社）と協定を締結し、東近江コミュニティビジネス応募債を一口 2 万円、1 事業 50 万円分を発行。年度末の時点で当初設定していた事業成果が達成されれば、東近江市が、交付金より投資家（市民）に満額償還する仕組となっている。

- 実際に投資した市民の多くは、関係者からの声かけに賛同した者であった。中には、直接知り合いではなかったが、本事業の存在を人づてに知った市民が、趣旨に賛同し投資したケースもあった。1 週間程度で目標の 200 万円が集まった。

【東近江市コミュニティビジネス×SIB 実験事業に対する関係者の反応】

- 関係者には、本事業は、東近江市として社会的実験に取組んでいるとの考えを関係者に説明し、その活動プロセスをつぶさに議会等に報告しながら、今日まで進んできた。

- 行政としては、このような検討経過は、当初、事業社、関係機関が拒否感を持つのではないか懸念していた。しかしながら、実際は、関係者は、何のために補助金を取得したのか、何を目指して事業を行っていくのかを改めて考え、問い直し、自覚する強い刺激

になったと、共感的な反応を示した。つまり、従来型の補助金制度に成果連動型の仕組が付加されたことで、行政を含め、関係者全体が、真剣に補助金を活かす方法を考える思考の流れに転換したと実感している。

- このような検討経過は、行政改革を進める上で、自治力の強化を図るものであると認識している。実際、出資者となった市民は、まちづくりのための事業を応援し、事業のやり方等に口を出すことができる“きっかけ”を得た。つまり、本事業によって、参加型のまちづくりを実行するためのデザインを創ったと考えている。

【目標の設定について】

- 目標は、行政と事業者、協同推進委員会の関係者が参加し、各事業の達成目標について検討するワークショップを行い、その議論の中で決定した。
- ワークショップは、関係者が顔の見える関係としてつながり、何を目指すのかを共有化する機会となった。また、行政の立場としては、関係者から“何のために補助金を活用するのか”を問われ、直面することとなるため、重要なプロセスであったと考えている。
- 目標の内容は、事業の性格上、コミュニティビジネスを創出するための基盤づくりに関わる内容を言語化したものとなった（例　スタッフの雇用開始、試作品のモニター利用者数 100 名、事業に関する計画策定等）。
- 本年度は、アウトカム評価としていない。あくまで、この事業を通じて何を成し遂げたいかを議論することとした。
- 今後は、行政として、政策的アウトカムを考えるきっかけとなっている。スタートアップ事業とはいえ、行政はアウトカムを考え続ける必要があるといえる。目標設定は、行政、関係者にとって重要なプロセスである。

【行政コストの削減効果・費用便益について】

- SIB の仕組を活用するとなれば、行政コストの削減、費用便益が想定されることが前提となるとの考え方もある。東近江市での関係者の関心は、現時点においては、行政コストの削減よりも、市民生活においてどのようなプラス効果が生み出されるのかにある。来年度は、本事業の枠組を応用して、新たに東近江氏の中に中間就労の基盤を創出することを目指しているが、今後は費用便益についても検討したいと考えている。

【今年度の東近江市コミュニティビジネス×SIB 実験事業の成果】

- 本事業の意義は、市民、関係者が地域課題を共有化することにある。一般的には、多くの市民は、地域課題について直接知ることがないまま過ごすことが多い。
- 本事業を通じて、顔の見える関係から拡大し、直接しらなかった人達とのつながりネットワークが構築され、その中で地域課題を知り、さらにネットワークが広がることを知った。
- 従来から、行政は、できる限り多くの市民が、地域の課題を知り、向き合ってもらえるよう働きかけ、ある側面では苦労している。その理由は、市民が自分ごととして捉えるためには、広報活動だけでは限界があることに気づいているためである。

- こうした観点からすると、本事業の取組みは、地域課題を自分のこととして知るという上では、非常に有効な手法である。市民が、自分のまちのことを考えるきっかけ、課題と出会うように促す手法としても活用できるのである。
- SIB の仕組を活用することで得られる成果として、当初は、資金調達の手段を得ること、多様なサービス主体を確保すること等にあったが、市民がまちのことを考える仕掛に役立ったことが、想定以上の成果であった。
- “市民の当事者化”は、SIB の仕組を活用する最大の効果ともいえると考える。
- 今回の投資金額（2 万円）であれば、投資家は、資金が戻るかどうかよりも、社会的課題についての価値を共有化し、発案者の思いを実現させることができたという達成感の方が重要な位置づけにあることが分かった。内実は、投資家の多くが、寄付的感覚の中で投資しているという思いが強かったのではないかと感じている。

【行政としての SIB の仕組の捉え方】

- 一般的に SIB 導入を検討している多くの自治体は、その仕組を導入するのであれば、行政コストの削減を目指すものであるという考え方を持っている。しかし、実際は、地方交付税交付金制度等、地方財政の仕組上、自治体は、行政コスト削減に取組ことによってメリットを感じにくい実態にあるともいえる。
- こうした点が､SIB の仕組を導入することの検討を進めにくい理由となっているともいえる。繰り返しになるが、社会的投資の仕組を導入することによって、市民の当事者性を高める、つまり SIB を市民が考える機会を生み出す道具として捉えることも大切な観点ではないか。検討開始当初は、行政コスト削減の観点から入らない方が、議論が進むと考える。
- しかし、東近江市においても、行政コストの削減が達成されないのであれば、それは SIB ではないという意見も多数あったことも事実である。そうした意見に対しては、議論を重ねることで、予算（補助金）の効果を最大化することが、最大の行政コストの削減といえるのではないかという結論に到達した。これが、東近江市の SIB 事業の設計の理念である。
- 道具に踊らされるのではなく、目的化するのではなく、地域課題をターゲットにしてそれの解決手段として活用するという意識を持つことが重要である。
- 実は、既に、市民の側にも、そうした意識が根づいていたと感じている。実際、ある町内会長は、地域の課題を解決するためにやりたいことが沢山あるという。但し、そのための具体的手段がない。高齢化、人口減少の中で、マンパワーの不足が進行する中で、どのようにこの問題を突破するか考え続けてきたという。こうした市民は、SIB の仕組について情報が入ると、瞬時にその価値を理解し、判断し、実行に移るのである。

問　認知症施策においてSIB導入を想定した場合の課題

①今後の取組

- 来年度以降、本事業の仕組を活用した多様な取組が提案されていくことを想定した場合、個々の事業ごとに協定を結ぶことは煩雑ではないかと考えに至っている。そのため、SIB事業を東近江市として一括して取扱う組織を創ることを検討している。地域のお金をコーディネートするための機関である。

- 具体的には、現在の中間支援組織を発展させることで、コミュニティ財団としての「東近江三方よし基金」を創設することを目指している。今後は、行政と財団の役割分担を進めていくことも検討課題である。

- さらに、地域の金融機関に対して、融資のための仕組づくりについて相談を行うこと（可能性を探る）、寄付預金、休眠預金の受入等といった、住民等が成し遂げたいことを応援できる、つまり、地域のお金を受け入れ、多様な事業基盤、仕組を作り出し、それを統括できる基盤を構築していきたい。

②ソフト事業に対応した検討課題

- 本来、本事業として目指す取組の達成目標としては、2年から3年の期間をかけて、その効果や、目標達成状況を測定することが向く事業もあるだろう。

- 東近江市としては、これまで、単年度予算事業として取組みやすいハード創設の事業が中心であった。今後は、多年度間で評価する方法を考えることで、ソフト事業に対応した仕組を検討していきたいと考えている。

③財政部門の捉え方

- 財政部門の役割の1つとして債務負担行為を効果的にカットする立場がある。予算がつくことにより、所管部門は、事業の成果が本当に出ているのかを問われるが、実際は、ストラクチャー、プロセス指標に関わる達成状況を報告せざるをえない状況もある。

- 東近江市の財政部門は、SIBの仕組を導入することで、“成果を問う”という方向性が強化される点で、全面的に応援する立ち位置にある。実際、予算書を策定するための行政内部での説明会においても、当部が取組んでいるSIBの仕組について説明する機会が多数設定された。財政部門は、限られた貴重な財源を活用して、どのようにしてまちを経営していくべきなのかを常に悩んでいる。本事業を通じて、そうした立場にある組織にとって、SIBの仕組を活用することは、魅力的に捉えられるということを知った。

④新たにSIBの仕組を活用する際の留意点・検討のポイント

【留意点】

- SIBの仕組を活用する際にその発想を間違うと、直面する課題も変わるといえる。東近江市のように、導入当初の理念として、地域課題の共有化ということに目標を切り替えれば、導入にあたって悩んでいた課題は、突破することができると考える。

【投資家の集め方】

- 投資家の集め方は、今後の検討課題である。現状は、私募債方式により運用しているが、

今後は、地域の金融機関、機関投資家の参画を促すことも課題であると考えている。具体的には、地域の金融機関の窓口で債権を販売する等、金融機関から市民に SIB の存在を伝え、投資することを勧める仕組も必要であろう。地域の金融機関にとっても、地域の資金を運用し、運用することに貢献したいという思いがあるはずである。

【地域の大学の役割】

- 本事業の仕組の中で、インパクト評価、アウトカム評価の実践にあたって、地域の大学が果たす役割は大きいといえる。地域の大学も交えた支援体制づくりも、SIB の仕組を導入するためのインフラとして活用していく視点が必要であると考える。来年度の取組として、地元の大学に外部評価機関として参画を求め、評価を行っていく体制づくりを検討している。

【福祉サービスを SIB 事業のターゲットとする点】

- テーマ設定は、行政から割り振るのではなく、参加事業者等の手上げに依拠することが重要である。
- その上で、福祉分野のサービス分野は、SIB の仕組を活用する上で、最も向いているターゲットの 1 つであると考える。その理由は、実際には、障害者、認知症高齢者、生活困窮者のいずれも、自分の身に起こらなければ、行政からの支援内容、広報内容に反応することはない。当事者でなければ、その問題を直視しないのが一般的であろう。一方で、こうした福祉サービスは、早い段階から知識を持ち、活用することがいずれも大切であるといえる。もしかしたら、自分の身の周りにも問題に直面している人がいるのではないかということを知ってもらうことが重要であると考える。
- 従来から行政が取組んできた普及、広報活動だけではなく、SIB の仕組を導入することによって、さらなる相乗効果が生まれると考える。参加型福祉の仕組づくりの入り口に立つことができるであろうと考える。

【事業者、市民が出会うための仕掛づくり】

- 様々な思いを持った市民、事業者が出会い、ネットワークをつくり出すための仕掛も必要である。民間事業者の中にも、ビジネスの中に社会課題の解決策を模索する動きもある。
- 東近江市では、出資者にバスツアーを提供している。出資者同士が出会い、連帯し新たな活動を開始するきっかけづくりとなっている。

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズ・その理由

- 認知症高齢者の徘徊を受け止め、見守るための地域の仕組づくりが必要であると指摘されているが、当事者が関わり、市民が関心を持ち、自分としてできるきっかけづくりを行うことが求められている。そうしたことが、予防対策にもつながるであろうと考える。
- また、認知症のみならず高齢者の社会参加は、さまざまな予防につながると考える。SIB の仕組を活用することで、自分の住むまちを、どのようなまちにしたいのかを考えることにつながる。その結果、地域の高齢者の存在は、支援対象としてではなく、別の存在として映る可能性がある。
- 一般的に市民は、行政サービスを利用するという立場として存在しがちである。今後は、市民の意識を利用者としてだけではなく、ともに支える立場としての意識を持つことに転換していくことが重要である。
- 例えば、東近江市では、医療機能連携・病床機能再編により、病床削減の議論を行った際に、市民は反対運動ばかりでなく、医師が地域で働き続けることができるようにするための議論に転換したという実績がある。市民として医療をどのように守っていくのかを議論した結果、行政サービスの消費者としての立場から変化した。
- 今後、多くの地域で、こうした議論が必要になるであろう。豊かに暮らしていくために自分達ができることは何かについて考える時代になっている。
- そのためには、行政が、政策の意図を率直に語り、市民、関係機関、行政の関係性を創りだしていくことが不可欠である。
- 今後は、人口減少対策として、移住政策を検討している地域も増えるであろう。このまちであれば、豊かにくらせるということを示すために、社会関連資本の 1 つとして SIB の仕組を活用していることも注目されることになるであろう。

うきは市（福岡県）　　保健課

問　SIB の仕組を活用したモデル事業の概要

①事業の概要

平成 27 年度に、SIB 実証事業の一環として、「公文の学習療法および脳の健康教室による認知症改善・予防」事業に取組んだ。具体的には、公文式が提供する教材（音読、計算課題）を活用して、認知症予防を目的とした「脳の健康教室」を開催した。

- うきは市は、高齢者保健福祉部門の保健師、健康運動指導士が主担当となり、1)実施場所の提供（うきは市生涯学習センター）、2)参加者の募集、3)教室サポーター（有償ボランティア）の募集を行った。
- 対象者は、65 歳以上、一人で事業に参加できる自立高齢者とした（一部、軽度の認知症が疑われる高齢者も参加)。平成 27 年 7 月 10 日から 12 月 4 日の間に、1 グループ 10 人、３グループを組成し、教室を展開した。期間中に 1 回当たり 30 分の教室を 21 回開催した。
- 教室開始後、血圧測定、体操を実施し、その後、公文式の教材に取組んだ。教室終了後は、次回までの宿題が示された。
- 教室サポーターは、高齢者が教材に取組む際の支援等を担当した。うきは市の保健師も事業に参加していたが、全参加者を支援する人数は確保できないため、教室サポーターを募集、養成した。教室サポーターに応募した市民は、主婦等が中心であった（子育て中の女性も参加していた)。
- 事業実施の前後で、MMSE を実施した。また、利用者本人の脳機能に関する主観的評価、教室サポーターによる評価等の効果測定を行った。
- 事業の成果としては、1)参加者の MMSE の値が改善した点、2)教室サポーターが確保できた点、3)参加者、教室サポーターともに、事業に対する満足度が高かった点であった。
- 教室では、参加者が教室サポーターと定期的にコミュニケーションをとることができた点も重要な動機付けとなったと感じている。また、脳の健康教室が高齢者にとっての居場所になっていたと感じた。さらに、教室へ参加する際に目標を発表し、(例：早く問題が解けるようにする)、それに基づいて、1 週間のスケジュールをたて、自宅での宿題をこなし、参加者や教室サポーターとコミュニケーションを続けるという、生活のリズムができたこともメリットの 1 つであったと考えている。
- 事業開始前に行政担当者を対象にサービス提供事業者から説明等が行われた。その際、認知症への予防効果に関するデータ等が示された。行政の立場としては、こうした資料が得られると行政施策として着手しやすくなるといえる。
- モデル事業終了後も継続して実施できるよう、平成 28 年度から、うきは市単独事業として継続している。本年度は新たな対象者を迎え、2 ヶ所の会場で実施している。

②事業に取組んだ背景・目的

- 事業に取組んだねらいは、認知症施策は、1)地域包括ケアシステムを構築する上での中核的テーマであり、うきは市としても重要課題としていた点。2)行政として SIB の仕組について理解したいーという意向があった。

- SIB の仕組を理解したいと考えた理由は、SIB のスキームが、多様な行政課題を解決するための手段として活用できるか、展開できる可能性があるかを考える機会としたかった。また、市の財政課題を解決する上で、SIB の仕組がどのように寄与する可能性があるかを学ぶ機会としたかった。さらに、うきは市として先進的な取組に参加することによって、副次的効果として全国に向けてうきは市をアピールできる機会とすることも意図していた。

- 事業開始にあたって、新たな人員は配置されないため、現業との調整等が検討事項となった。しかしながら、担当課は認知症予防に関わる事業に着手することに対して意欲が高かった。また、本事業の機会を活用して教室ボランティアを養成することが、認知症施策を展開する上での重要な人的資源を確保できる点に意義を感じた。これらの動機が事業に取組んだねらいでもあった。

③事業実施にあたっての課題

- 職員の業務調整、人員配置が課題であった。担当職員は、市内各地で多数の事業を担当しており、その業務との調整が課題であった。

- 参加希望者が定員を超えた場合には、どのように対応するのかという点が当初の課題であった。事業の効果を最大化する上でも、また会場の制約からも、1 グループ 10 名程度の人数が適切と考えていた。結果的には、その定員内で実施できた。

- SIB の仕組を活用することを想定した場合の課題として以下が指摘できる。

  1)行政として予算編成を行うための手法が不明確である（例：予算上、成果報酬をどのように見込むか。前年度の成果に対して、どの時点の予算として編成することが妥当か)。

  2)この度の事業は、自立高齢者が対象であったため、脳の健康づくり教室の効果として、費用便益を算出することはできなかった。今後、SIB の仕組を活用するテーマとして、自立高齢者の認知症予防は適切であるのか否かという疑問が生じた。

  3)うきは市が取組んだ事業は数十万円程度の事業規模であった。仮に、投資家から資金を集めることができたとしても、全体の事業規模が小さい場合、管理コストの負担が大きく、事業として採算性を確保できるかが課題であると考えた。本事業の規模であれば、行政単独の予算事業でも実施可能なものであるとも考えた。一方で、数千万円単位の事業であれば、SIB の仕組を活用する余地は、十分あるだろう。

【予算化に関する検討課題】

- 予算項目の中に報償費という費目がある。これらを活用することはできるだろう。

- SIB の仕組を活用して、事業化できたとしても、一旦、赤字となれば行政として税金から持ち出しをせざるを得ないリスクを抱える。このような状況では、一般財源と投資による民間資金を組合せ事業を実施することになるだろう。

【事業化に関する検討課題】

- 複数の認知症施策を組み合わせることで、事業規模を大きくする方法もあると考えられる。その際、中間支援組織等の機能がなければ、自治体に事務局運営の負担が生じることになる。それらにはどのように対応すべきか課題がある。近隣自治体と組んで広域的に事業展開できれば、実現可能性が高まるだろう。そうすれば、対象者、投資家も広く確保できる可能性が高くなるだろう。対象事業の広域化は、SIB 導入にあたっての重要な検討課題となるだろう。

- 認知症予防施策を対象に SIB の仕組を導入することを想定した場合、効果指標として、重症化予防効果、QOL 向上が想定できるだろう。但し、事業実施時点で、対象者が介護保険サービスを利用していなければ、その時点での費用便益を得ることはできない。そのように考えると、SIB の仕組みを想定する事業の対象者は、公的介護保険から給付を受けている市民となり、新たなサービスの効果と既存サービスの置き換えによる効率化により便益を生み出すことができるといえる。つまり、SIB の仕組みでは、元気な高齢者を対象に新規に事業を立ち上げる企画は難しいのではないかと考える。

- 一方で、本来、認知症予防施策は、行政サービスとして取組むべきものであると考える。その理由は、うきは市においては、現在、約 1,600 人の要介護認定者（要支援 1 から要介護 5 まで）のうち、認知機能の低下や認知症であると疑われる高齢者の割合が、その 75%にのぼると推定される。つまり、対象者数からみても、ほとんどの市民の課題となる、高齢者保健・福祉施策の中心的課題であると位置づけられるためである。

- 各自治体では、認知症初期集中支援の体制を構築しつつあるが、認知症が疑われる高齢者等に対しては、早期発見、治療・介入が実現するようにする必要がある。一方で、さらにその前の段階における認知症予防活動は、行政だけでは取組み難い課題であると感じている。

- さらに、本来、認知症という患者をなくすことが目的ではなく、認知症の人が安心して暮らし続けられるようにすること、地域づくりが本来の課題であろう。それは、人は、年齢を重ねれば症状が見られる割合が高まるため、認知症、認知機能の低下を完全に回避するのではなく、認知症の人とともに暮らすことを支援するというテーマ設定が重要な視点になるだろう。

- うきは市において、SIB の仕組みを認知症施策に導入することを想定した場合、市民の理解を得ることは非常に重要な課題となる。行政としては、様々な行政課題の中で、認知症施策において SIB を導入することが必要であるのか、納得度の高い説明がなされることが不可欠であると考える。仮に、認知症施策において SIB の仕組みを導入しても、費用便益を得ることが難しいとなれば、市民に対して、SIB を導入すべき優先順位の高い行政テーマとして理解を求めることは容易ではないだろう。こうした環境では、行政として、認知症施策の分野において、SIB 事業を導入、着手しにくくしている理由と考える。

- 仮に、認知症高齢者等と地域で暮らし続ける状況においても、介護離職が回避できる施策があるのであれば、社会的損失を検証することができ、そこから費用便益を示すこともできると考える。

④課題を可決する上で求める支援策等

- SIB 導入を検討している自治体が課題解決に向けて相談を行い、アドバイスを得ることができる機関があるとよいだろう。
- 実際に取組むテーマ、具体的な先行事例に関する情報が必要である。
- 自治体が多くのサービス提供事業者と出会い、協議できる場も必要である。

問　認知症施策においてSIB導入を想定した場合の課題

「集いの場」の創出を想定した課題

- うきは市では、一般高齢者のつどいの場づくり、認知症カフェの箇所数を増やすことを予定している（認知症カフェ：平成 28 年度より 1 ヶ所増やし、2 ヶ所で実施、平成 29 年度には計 3 ヶ所で実施予定)。認知症カフェで行われている本人や家族等が意見交換できる場作りがねらいである。

- 行政は、専門的見地からサービスを確実かつ安定的に提供することに長けている。一方、既存事業の枠を超え、かつ、新たなニーズをくみ出し、事業化することには必ずしも向いていないと考える。SIB の仕組みを活用し、民間事業者の機能を活用できるのであれば、認知症本人や家族から支援の要望を引き出し、それを事業化するアイディアを期待するところである。行政が思いつかないサービスを創出されることを希望する。

- 今後、社会が SIB の仕組みを活用していくのであれば、長い期間をかけて、試行的に事業を実施する環境づくりが必要であると考える。その際、事業開始当初は多様な財源を活用しながら、時に行政がリスクを負担する覚悟も必要であろう。事業に対して長い目で挑戦することも大切である。

- 認知症施策の分野としては、短期的に費用が削減できるのかだけではなく、事業成果を見聞きした市民が、その事業の意義を理解し、事業として継続すべきとの声があがることが重要であると考える。そのためには、利用者の満足度向上、認知症に関わる周辺症状の発生の抑制、地域での生活継続に対する安心感がきっかけとなるだろう。いずれにしても、行政が SIB の仕組みを導入することに踏み切るためには、市民の理解を得ることが重要である。

- 行政が SIB の仕組みを活用するメリットの 1 つとして、社会に対して新たな事業企画、コンテンツの提案を求めるきっかけづくりになると考える。

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズ・その理由

- うきは市の実態を踏まえると、以下がカバーできていない領域と考えられる。いずれも、既存施策だけではカバーしきれないテーマであると考える。

1)認知症高齢者等の仕事、活動の場の提供。

2)高齢者等の認知機能の変化について、早期に発見できる仕組みづくりや日常生活の中で高齢者等の変化を発見し、それを具体的な予防活動、支援につなげるための地域内での仕組みづくり。

3)認知症高齢者等の閉じこもりを防止するための移動支援の仕組み。平成 29 年 3 月から道路交通法が改正され、認知症と診断された高齢者の免許返納が義務化される。今後は、認知症高齢者等のみならず、高齢者、免許を持たない市民等を含めて、一体的な移動手段の提供について支援が必要。

３．インタビュー調査結果（高齢者福祉、認知症施策先進的取組自治体）

世田谷区（東京都）　　世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズ・その理由

①世田谷区における認知症施策の取組状況

【世田谷区の認知症支援に関する取組経緯】

- 世田谷区では、国の新オレンジプランに基づき、世田谷区内の認知症施策の体系化を検討し、その情報を関係職種等で共有化することを積極的に進めている。
- 世田谷区では、平成 21 年度より認知症施策の担当組織を設置した。また、平成 21 年秋から、区内の地域包括支援センターに「もの忘れ相談窓口」を設置し、看板を設置して区民にその存在を示してきた。
- 地域包括支援センター職員を対象に、継続的に専門研修を行い、各地域包括支援センターに認知症専門相談員を 1 名ずつ配置して、地区のコーディネータ役とした。
- 現在、全国の自治体で体制整備を進めている、認知症初期集中支援チームは、国において平成 25 年度からモデル事業として開始された。世田谷区では、平成 22 年度より東京都の補助事業として、認知症初期集中支援チーム事業に類似したアウトリーチ活動を 3 年間実施した。具体的には、世田谷区の外郭団体である社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団にこの事業を委託した。訪問看護師と地域包括支援センター職員が、共同で認知症高齢者等の支援を実施した。その成果が、現在の認知症初期集中支援チーム事業の基盤となっている。
- 現在、認知症高齢者等の家族会（臨床心理士が相談を受けている）や、認知症の人の介護を担っている家族のストレス軽減のための講座を行っている。区として、認知症介護において、介護家族の支援は、非常に重要であると感じている。さらに、高齢者本人や家族等を対象とした医師による相談会も実施している。

【世田谷区の認知症支援の特徴について】

- 世田谷区の認知症支援施策の体系は、専門職団体、関係機関、区民等が参加し、創り上げてきたという特徴がある。
- 世田谷区の認知症支援施策の体系は、世田谷区における認知症ケアパスである「認知症あんしんガイドブック」（p. 12、p. 13）等を通じて区民に周知を行っている。
- 認知症の医療については、かかりつけ医、認知症専門医、認知症サポート医、さらに医師会間のつながり強い点が特徴である。例えば、区では、医師による「もの忘れチェック相談会」事業を行っている。この事業を通じて、認知症サポート医等が、対象となる

高齢者等のかかりつけ医に相談内容を伝え、必要に応じて継続医療の確保を依頼するといった事業を行っている。その際、相談者の了解のもとで、医師の間で使用する連絡票をつくり活用している。

- 世田谷区では、認知症支援に必要な資源に恵まれた環境にあるとの認識のもと、こうした地域特性を活かして、今後さらに認知症支援の仕組づくりを進めていこうとしている。

【「認知症在宅生活サポートセンター」構想（平成 32 年開設予定）】

- 小田急線梅ヶ丘駅近くにあった都立病院の跡地を活用し、世田谷区の保健・医療・福祉の拠点を創ることが予定されている。その中に、世田谷区の認知症支援のための中核機関（認知症在宅生活サポートセンター）を設置するべく、平成 24 年から 25 年にかけて構想を策定した。同センターは、平成 32 年 4 月開設予定である。

- センター構想づくりを通じて、地域の医師、介護・福祉専門職、社会福祉法人等の事業者等が、世田谷区の認知症支援体制を創りだしていくための協力関係ができた。参加した専門職等の中には、まさに家族介護を体験した（今後体験する）年齢層が多かったことから、家族介護の当事者としての視点から、または、自分のこととして議論を行っていた。センター構想及び個々の参加者の感想は、世田谷区のホームページで公開されている。

- 世田谷区の認知症施策の体系は、認知症在宅生活サポートセンター構想策定を通してつくられてきたという実態にある。

【認知症施策の体系について】

- 世田谷区における認知症施策として重視した点は、1)アウトリーチの重視、2)介護家族に対する支援の強化、3)情報発信の強化等である。介護家族の支援の強化や情報発信については、認知症カフェの取組がその例である。現在、20 ヶ所以上のカフェが自主的に運営されている。ともすると認知症カフェの活動内容は、マンネリ化しやすい。そのため、区の職員がカフェを巡回して実態を把握したり、取組の工夫等についてカフェ間で情報共有が図られたりするよう支援を行っている。

- 情報発信については、区民、専門職、関係機関等より、認知症に関する最新情報が得られる機会が欲しいとの要望があった。その情報発信機能をどこに備えるか企画、検討している。

- 認知症在宅生活サポートセンターでは、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等で働く専門職を対象として、認知症ケアに関する事例検討、困難事例等のスーパービジョンを通じた、人材育成を行う。認知症支援に関する人材育成機能を持ち、専門職に対するバックアップを行う（なお、世田谷区には、他に福祉人材育成・研修センターがあり、これも、保健・医療・福祉の拠点に設置されることから、協働して人材育成を行っていく予定）。

- 現時点での検討課題は、認知症在宅生活サポートセンターにおける事業が円滑に進むよう、運営体制を明らかにしていくことである。

②　認知症高齢者等が、地域の中で生活を継続する上で、公的サービスではカバーしきれない支援ニーズ

【世田谷区の基本姿勢】

- 認知症高齢者等が地域で安心して暮らせる社会づくりを実現するためには、行政、関係機関、住民、民間事業者等が、それぞれ別々に活動するのではなく、各者が、協働で地域づくりを進め、施策を構築していく必要がある。多様なステークホルダーの中での行政の役割は、多様な関係者が協働できるように結び付けていくため、情報発信や調整を行うことである。

- 認知症在宅生活サポートセンター構想を策定する過程で経験したことから、地域における認知症支援体制を創るためには、幅広い関係者が協議し、めざすべき理念を共に創り上げていくことが重要であると考える。例えば、認知症を発症してもできるだけ在宅生活の継続を実現するという理念を掲げたとすれば、それを達成するためには、誰が、どのような方法で支援を実行していくのか、役割分担を行って進めることが重要である。

【世田谷区が認知症ケアとして目指すもの：これからの支援のあり方】

- 現時点では、認知症は根治が望めない疾患である。一方で、早期診断や終末期において医療の伴走支援が、絶対的に必要な疾患でもある。さらに、これまでの取組を通じて、認知症を発症しても、よりよいケアが行われれば、それまでの生活を継続することができるという実感を持てる経験をしてきた。その際、中核症状の進行を遅らせることも実証されつつある。質の高い認知症ケアが提供されるか否かによって、認知症の人が、社会に参加していけるかどうかが左右されると感じている。また、認知症の人や家族に対する偏見を解消することも必要である。認知症高齢者等が、地域、社会の活動に参加してくることで、一般市民の認知症に対する理解がさらに深まると考えられる。認知症施策を充実させていくためには、この偏見等の解消及び質の高いケア、一般市民の理解の促進が必要である。

- 認知症高齢者等にとってよいケアとは、本人がどうなりたいのか、どのように暮らしたいのかという視点が基点となる。加えて、これまでどのように暮らしてきたのかといった点も重要である。

- 認知症の重症度によって、よいケアとして実施されるべき支援の内容は異なるものと考える。例えば、軽度者であれば、仲間づくりを進めることは非常に重要である。仲間づくりを通じて、孤立化を防ぎ、わかり合える人々と出会い関わること、従来からの地域住民との関係を切らないことも大切である。

- 認知症になる人は、多くの場合、高齢者層であるため、身体介護、心身のコンディションの調整も不可欠となる。しかしながら、認知症の症状が進行すると、様々な場面で生活のしづらさが生じる。その際、医療的ケアも重要な役割を果たす。症状が進行すると、専門職が支援に関わるウェイトが高まる。一方、軽度者であれば、仲間、地域住民等が、支援の中心となりうる。

- 公的サービスではカバーしきれていない認知症高齢者等への支援内容を考える上では、1)認知症ケアの標準化は、まさにこれからの課題である点、2)認知症の重症度に応じて、よいケアとして実施されるべき支援内容を構造化するーという考え方を世田谷区では重要視している。

問　認知症施策へのソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題

①認知症施策の領域で、SIB の仕組を活用することを計画する上で想定される課題

【目標設定、指標づくりに関する知見の不足】

- 認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを実現するためには、本人がどのように暮らしていきたいのかという目標を明らかにし、それに応じて支援のメニューを変えていく必要がある。
- 支援の成果を測るためには、何を達成することを目指すのかのゴール設定（目標）と、その達成度を測る指標づくりが不可欠である。
- 認知症を抱えながら生活を継続していく上では、本人、家族等が参加して、自分達がどのように暮らしていきたいのかを明らかにし、その情報を支援する人と共有することが重要である。
- さらに、その情報を軸として、目標達成の基準（どういう状態になれば、目標を達成したことになるのかを具体的に決める）を決めることが、SIB の仕組を導入するためには必要になる。しかしながら、その目標設定、指標についての具体的情報を得ることが難しい。

【エビデンスを得るために時間を要する点】

- 例えば、認知症の高齢者等の要介護度の改善割合を高めるというという目標設定や指標は、分かりやすく、また、実際に達成された場合には、本人の生活状況も向上していると想定される。
- 要介護度の改善割合をもとに、事業者等に成功報酬を支払う等の仕組を活用する取組は、実際に他自治体でも行われている。
- しかし、認知症は、目に見える改善は必ずしも期待できない。例えば、アルツハイマー型認知症では、認知症の状態は進行することが前提であり、自然な状態変化に対して、どのような状態になれば支援の成功とみなすのか、その考え方が具体的に示されている訳ではない。
- 症状の進行を表すナチュラルカーブをできる限り平たんな状態に保ち、また平たんな期間を長くし、本人等ができるだけ負担の軽い生活を送ることが目指すべき状態であると考えている。
- しかしながら、エビデンスを得るためには、膨大なサンプルによる実証が必要であり、長期間を要することが想定され、区単位では解決できない課題であると考える。

【認知症分野における目標像、指標検討の方向性について】

- 欧州では、認知症高齢者等への投薬量、医療処置を減らすことを、支援の目標としている国もあるときく。日本では、これらの点を成果目標とすることができるのかどうか不明である。

- 今後は、認知症高齢者等本人、家族等が、「なりたい姿」を描き、それに対するピラーを立てて、達成できたかどうかを評価するという方法があるだろう。
- 家族介護者の生活支援に関する視点も必要であろう。世田谷区の家族会等を通じた情報から、介護離職は、ある程度発生している状況がみられる。仮に、家族介護者が離職しても、両親等の年金により、その家族等も経済的な問題は大きくない状態にあるといえる。
- しかし、離職した家族等は、年齢を重ねることにより一般的には復職のハードルが高まるといえる。離職家族等が、単身で高齢化すれば、社会とのつながりが得にくく、孤立状態に陥りやすくなるという悪循環を生むとも考えられる。
- 国の新オレンジプランには、整備すべき施策の柱が具体的に示された。しかしながら、現計画には、戦略を実行した結果、どのような状態に達するのか、その視点、評価指標等は示されていない。
- 達成状況を把握するための考え方の整理、手法の開発にあたっては、当事者の参加が不可欠であると考えている。普段、本人達が集まる場所で、意見を聴取することなどを考えている。

【成功報酬型の仕組づくりに必要な条件】

- 公的介護保険制度を持続させるためには、介護保険財政に対する成功報酬型の国支援のあり方を検討するという案もありうる。しかしながら、認知症高齢者等へのケアの標準化ができていない状況の中では、どのように SIB をはじめ、成功報酬型の仕組を創ることができるのかイメージしにくい。
- 行政としては、事業成果を短期スパンで評価できる状況でないと活用しにくい。予算の取り方、議会への説明という点において、現状の地方財政制度の下で、SIB を導入するのであれば、短期間に成果を出すことができる仕組となっている必要がある。

【民間事業者との連携等】

- 一般的に行政職員は、定期的な異動があるため、1 つの分野について突き詰めるための時間が限られる。この点では、民間事業者は、長い時間をかけてノウハウを生み出し、様々な経験を積むことができる。行政職員としては、従来から委託という手段によって、民間事業者から優れたサービスを調達している。そして、民間事業者をマネジメントすることは重要な仕事であり、議会や区民に対して、行政として、事業の経過をこまめに説明する等の取組が不可欠である。

【SIB の仕組を導入する上での公的サービス側のボトルネック】

- 本人が「なりたい姿」を実現するためには、その道筋（支援の方法）はどのようなものでもよいという考え方も成り立つ。しかしながら、公的サービスの資源を活用して、SIB 等を用いた新たなサービス創り出す際には、当然ながら法令等に則り、抵触しないように充分に留意する必要がある。
- 本来は、事業者の自由な発想、アイデアを大切にしていきたいが、行政サービスは、法

令を根拠にして行っていることを認識してもらう必要がある。

②課題を解決する上で求める支援策・情報提供等

- 民間事業者のCSRの効果指標の設定､成果評価をどのように行っているのかを知りたい。
- 国から、SIB導入の成功事例、成果等の情報を開示することが必要ではないか。

【認知症施策分野におけるSIBへの期待】

- 地域の見守り機能の充実については、公的介護保険制度だけでは限界があると考えている。地域住民の力を借りても、全国では、認知症高齢者等の行方不明者が発生している実態がある。見守り機能の充実には、民間活力の活用が効果的であると考える。
- 公的支援は、施策単位で分断された支援ともいえる。そのためSIBの仕組を活用することで、施策間のボーダレスなサービスを創り出せるのであれば、その点に期待する。
- 今後必要な事業費を国、自治体、民間寄付等から集め、それをもとに基金を作り、支援を行うための仕掛けを創り出していく仕組ができれば、施策間の重複等も削減できる可能性があるだろう。
- 介護度が重度になり、サービス等を使う段階になってからでは、関わりのタイミングとして遅いと考える。初期集中支援チームなどの早期対応は勿論重要であるが、さらに早い段階から、個人の目標を明らかにする支援を行い、さらにそれを実現していくことができる支援体制が必要である。
- 今後は、高齢者がアクセスしやすく、認知症であってもなくても共に参加できる、多様なメンバーが集うことができる支援の基盤づくりが必要であると考えている。ボーダレスに住民等が集うこと等ができる仕組として､SIBがどのように活用できるのかを知りたい。

武蔵野市（東京都）　　武蔵野市健康福祉部　高齢者支援課

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズ・その理由

①武蔵野市における認知症施策の取組状況

【武蔵野市の高齢者施策の考え方】

- 武蔵野市は、介護保険制度創設時の平成 12 年に「高齢者福祉総合条例」を制定した。その基本理念は、1)高齢者の尊厳の尊重、2)高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進、3)自助・共助・公助に基づく役割分担と社会資源の活用、保健・医療・福祉の連携の推進、4)市民自ら健康で豊かな高齢期を迎えるための努力ーであった。制定の背景には、介護保険制度は高齢者介護の一部を担うものでしかなく、市として高齢者の生活を総合的に支える「まちづくり」の目標を掲げ、施策を推進していくことにあった。

- 現在の武蔵野市の地域包括ケアシステムは、高齢者福祉総合条例の総合的な施策体系を基礎として、居住継続支援、介護予防、保健・医療、介護、健康増進・社会参加促進および移動支援に関する各種施策が展開されている。

- 団塊の世代が後期高齢者に到達する 2025 年に向けて、武蔵野市が目指す高齢者の姿とまちづくりの目標として、1)いつまでもいきいきと健康に、2)ひとり暮らしでも、3)認知症になっても、4) 中・重度の要介護状態になってもー住み慣れた地域で生活を継続できることを掲げ、施策の充実等を図っている。

【武蔵野市の認知症高齢者の現状】

- 平成 27 年 7 月時点での調査によれば、武蔵野市の要介護認定者数は 6,137 人であり、その内 4,882 人が認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上である（高齢者人口の 15.8%）。その割合は、80 歳から 84 歳で高齢者人口の 21.9%、85 歳以上は 55.4%にのぼる。

- 後期高齢者数が増加していく中で、認知症高齢者ケアは重要な課題と位置づけられる。

【武蔵野市独自の認知症高齢者・家族への支援】

- 武蔵野市独自の認知症高齢者・家族への支援施策としては以下が実施されている。

1)認知症相談：専門相談員や医師会もの忘れ相談医による面談相談
2)認知症見守り支援ヘルパー派遣事業（介護保険給付対象外の見守り、話し相手、散歩付き添い等）
3)はいかい高齢者探索システム（徘徊時の位置を GPS で家族等に知らせるシステム）
4)火災安全システムの貸与（ひとり暮らし・高齢者のみ世帯に電磁調理器、警報機を貸与）
5)家族介護用品支給事業（介護用品（おむつ等）の支給（要介護 3 以上かつ市民税非課税世帯対象））
6)家族介護者の集い（介護体験者の講演や茶話会、認知症や排泄に関する相談会等）
7)緊急ショートステイ（特別養護老人ホーム等のショートステイ用ベッドを年間確保）

8)家族介護支援プログラム（デイサービス等での介護に関する講習会や茶話会）
9)いきいき脳の健康教室（認知症予防と地域づくりを目的とした脳トレ・体操教室）
10）三鷹武蔵野認知症連携（三鷹・武蔵野両市の医師会（かかりつけ医（もの忘れ相談医)、専門病院（杏林大学医学部付属病院、武蔵野赤十字病院)、行政、地域包括支援センター等で、相談事前チェックシート、医療機関連絡シート等を活用し連携を進める）
11）認知症アウトリーチ事業（認知症早期発見・早期診断：杏林大学医学部付属病院と連携、平成 26 年 10 月より実施）
12）認知症初期集中支援チーム（認知症早期発見・早期診断：武蔵野赤十字病院、武蔵野市医師会、在宅介護・地域包括支援センターが連携、平成 28 年 4 月より実施）

- 一般高齢者も含めた武蔵市独自の支援の中で認知症高齢者等も利用している施策には以下のようなものがある。

1)不老体操（市内公衆浴場等で体操を実施）
2)地域健康クラブ（コミュニティセンター等で体操を実施）
3)テンミリオンハウス（地域とのつながりを維持するための地域住民団体等が運営する集いの場（週 5 日程度開所))
4)いきいきサロン（身近な地域で介護予防等のプログラムを行う地域住民団体等が運営する集いの場（週 1 回 2 時間程度開催))
5)食事サービス（一人暮らし、高齢者のみ世帯を対象にお弁当を手渡し）
6)高齢者安心コール（一人暮らしの高齢者に毎週決まった曜日・時間帯に、専門職が電話で様子を確認）
7)つながりサポート事業（一人暮らし、頼れる親族のいない高齢者の随時電話相談、連絡調整、書類預かり等（武蔵野市福祉公社事業))

②認知症高齢者等が、地域の中で生活を継続する上で、既存サービスではカバーされていない支援ニーズ

- 若年認知症者に対する、就労支援、経済的自立の支援は、現在カバーしていないと考えている。現在、武蔵野市内でも若年認知症者も、医療機関へ入院することが多いと考えている。

- 若年認知症者に対する支援は、従来の高齢者サービスとは異なり、社会参加の仕組を強化する必要がある。但し、対象者数が限定されるため、1 つの自治体として実施するよりは、広域で民間の力で支援することのターゲットになると考えている。

- 認知症予防の取組については、試行錯誤の段階であり、現在は必ずしも絶対的に効果のあることが証明されている取組はないのではないか。行政としては、予防効果があるとはっきり言う事には躊躇がある（エビデンスが明確ではないため)。そうした一方で、認知症予防に対する需要はとても大きく、そうした市民ニーズに応えていきたいが、どのようにすればよいか悩んでいるところである（予防施策を行政として実施しにくい)。

- なお、認知症予防事業として武蔵野市では、平成 26 年から脳のいきいき健康教室に体操を組合わせた教室に取組んだ。実際、2 年連続して主観的健康感、MMSE で結果が出てい

る。仲間をつくり、食事を共にする等の楽しみが相乗効果をもたらしたのではないかと考えている。事業終了後、自主グループにつながっているケースもある。また、地域には認知症予防活動団体　ぐるーぷコグ・マ（むさしの認知症予防の会）や、NPO 法人武蔵野すこやか（認知症予防プログラムの会）という、自主グループの会の例もある。

- 認知症を介護する家族介護者の支援として、夜間対応の強化（定期巡回よりも長時間で見守れる支援）が考えられるのではないか。介護者が安心して眠れないことが高齢者虐待等の原因ともなりかねないため、夜間の認知症による行動、症状についてどのように対応することが考えられるかは課題である。

- 介護離職については、現在の在宅高齢者調査で見る限りは、それほど出てこないと感じている。介護離職をどのように把握するのかによるだろう。実際の離職の原因に関わらず、離職の原因を家族介護のためとする傾向もあると感じる。要介護認定を受けるための面接時の話を通じて判断すると、武蔵野市内では、それほど多くないのではないかというのが実感である。定期巡回、グループホーム等のサービスを利用するのか否かによっても違うであろう。

- 介護離職については、若年認知症者、がん治療と就労の両立等の方が介護離職の原因の背景にあるのではないか。但し、経済的支援には限界があるため、サービス調整で支援ができる範囲は限られる。

- 自治体が把握している介護離職の実態は、要介護認定者を前提としたデータである（サービスアクセス者である）。そのため、市民の中には、価値観、経済的理由等により公的サービスを利用せずに、自力介護により認知症を乗り切ろうと考えている人もいると考えられるため、そうした家族等の中には、介護離職につながるケースもある可能性は考えられる（そうした人数の把握は難しい）。

- 認知症高齢者見守り支援ヘルパー事業を武蔵野市単独事業として行っている。家族の中で本人の役割を作りだすために、調理支援等をヘルパーがしながらご本人の役割を創りだすような活用例もある。個別性の高い本人の希望に沿った寄り添い型の支援領域である。

【現状の介護保険サービス、行政施策により対応する場合の課題】

- 武蔵野市の単独事業の 1 つである、認知症高齢者見守り支援ヘルパー事業は、趣味活動（ゴルフ打ちっぱなし、喫茶店）等どのような活動にも支援をすることができる。本人の希望に寄り添った取組である（就労支援は行っていないが）。こうした領域は、介護保険サービスでは当然カバーできない領域である。

- このように武蔵野市独自で介護保険サービスを超える支援の仕組を創りだす背景には、現場の支援課題を実現化することを重視しているからである。高齢者福祉総合条例の思想に基づいているともいえる。

問　認知症施策へのソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題

①認知症施策の領域で、SIB の仕組を活用することを計画する上で想定される課題

【SIB の適応可能性】

- 財政力の弱い自治体は、公的サービスを民間サービスに置き換えていく余地はあるだろう。また、制度の隙間に位置づけられるサービスを新規に創り出す際には、SIB の仕組を応用していく余地のある分野であろう。

- SIB ではないが、武蔵野市では、子ども食堂の取組を進めているが、行政として食について、どの程度の事業規模とすべきか（委託額の規模)、自己負担をどのようにするべきかという価値判断は容易ではない。例として、武蔵野市は、JR アトレのフードバンクを活用し、民間の社会貢献活動を、行政サービスとして提供するコーディネート活動をした実績がある。これは、企業の CSR 活動を地域課題の解決策として活用する（つなげること）がねらいである。

- 民間からの提案方式により事業化を考える余地はあるが、行政から呼びかける分野であるか否かは検討の余地がある。中でも認知症施策の分野は、予防効果、治療効果等の観点から関係者が多く、難しい分野であると考えられる。むしろ、子ども貧困対策、学習支援、食の支援等、これまで全く事業化されていなかった領域の方が、行政として、SIB のスキームを活用しやすいと考える。

- 例えば、ある特別養護老人ホームでは、駄菓子屋を運営し、入居者にとってよりよい生活を創り出しているという。SIB を含めて、民間活力を活用する目的として、よりよいサービスを提案する機能が期待される。

【SIB の仕組を活用する上での想定される課題】

- 医療機関では、認知症予防について様々な見解があるため、行政として特定の事業を選び、SIB 事業化することは難しい状況がある。

- 例えば、脳の健康教室のように、一般的に民間サービスは、コスト高であり、実施方法が厳格に規定されているため、武蔵野市全体に広げることは必ずしも容易ではない。

- 民間活力を利用するにあたっては、事業企画は、1)行政の役割を丸投げしているものではないか、2)特定のプログラムを実施する民間の事業者を選定する理由が見つけにくいという点で、社会から非難を受けやすいと感じている。行政が、特定の事業者にお墨付きをつけることにはリスクもある。

- 認知症のような対人援助サービスが中心となる事業では、SIB の仕組は、事業規模として馴染まないのではないか。例えば、認知症支援の多くは、10 人程度の教室をユニットとして人員を配置し、さらにその中で個別性の高いサービスが求められる。そうした事業構造の支援（サービス）で成果報酬を生み出すことができるのか。さらに、SIB のマネジメントコストを想定する、認知症分野は向かないのではないか。

- 成果指標をどのように設定すべきであるのかという点で難しい。投資家に対して、認知症施策の分野でどのような約束ができるのか考えるのが難しい。個別性が高く、様々な

要因が状態像に影響するため、指標設定、効果を出すことは容易ではないであろう。

②課題を解決する上で求める支援策・情報提供等

- SIB を実施するのではれば、広域的に実施することは考えられるが、そのためには都道府県単位での取組が期待される。

【その他】

- 行政としては、事業を完全に委託するか、行政が直接運営するかという方式であればコントロールしやすい。一方、協働連携型の事業スキームは、行政としては手間がかかり、実施は容易ではないと感じる。効果に対する効率性の観点からすると、行政としては、むしろ手間がかかる面もあるのではないか。多くの組織が連携して事業を進めることは、非常に負担を感じる面もある。

- 政令指定都市レベルであれば、行政サービスの手段を持ち、かつ、事業規模も大きくなるため、SIB の導入の可能性はあるだろう。

- 行政コストを削減できる本当にメリットがあるのか、行政の仕事を丸投げしているのではないか、なぜその組織を選定したのかといった、市民からの批判、苦情に対応できるのか。こうした課題に対しては、地域の公的組織（専門職団体等）に依頼することでよい結果が得られる可能性がある。

- 一般的に日本ではあまり寄付精神が根づいていない。諸外国にみられる寄付に関する文化的背景は、日本には当てはまりにくい。こうした点も考慮した、事業企画を検討することが必要である。

町田市（東京都）　　町田市いきいき生活部高齢者福祉課地域支援係

問　既存サービスでカバーされていない認知症高齢者等の支援ニーズ・その理由

①認知症高齢者等が、地域の中で生活を継続する上で、公的サービスではカバーしきれない支援ニーズとしてどのようなことが挙げられるか。

【町田市の認知症施策】

- 町田市では「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち」を基本理念として高齢者施策を展開しており、その実現に向けた基本施策の一つとして「総合的な認知症ケアの体制作り」を位置付けている。

- 認知症施策は「軽度認知症の支援強化」「認知症早期診断・早期対応の支援」「認知症生活機能障害に合わせたサービス体制」「認知症高齢者、家族をサポートする仕組み」で構成されている。

1)　軽度認知症の支援強化

(ｱ) 医師による物忘れ相談事業

高齢者支援センター（地域包括支援センター）において月 1 回専門医と臨床心理士による相談窓口を設置。認知症の早期発見や家族介護による精神的な負担軽減をめざす。

(ｲ) 認知症サポーター養成講座事業

希望する市民のほか、小中学校や企業向けにも講座を開催。受講者の延べ数は平成 29 年 2 月時点で約 1 万 2000 人であり、認知症への理解の広がりにつながっている。

(ｳ) 認知症総合相談窓口（電話相談）

認知症疾患医療センターへの委託により認知症の総合相談窓口を設置し、インテークによるサービス紹介から専門相談、専門機関調整など幅広く対応している。

(ｴ) 認知症ケアに関わる多職種協働研修の推進

医療・介護等の分野の専門職同士が相互の役割、機能を理解し、統合的な認知症ケアを行うための多職種協働の重要性を理解する研修を実施している。

2)　認知症早期診断・早期対応の支援

(ｵ) 認知症地域支援推進員の育成

高齢者支援センターに約 30 名の認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームのチーム員や、認知症ケアパスの普及等の活動を行っている。

(ｶ) 認知症初期集中支援チーム事業

高齢者支援センターにそれぞれ認知症初期集中支援チームの拠点を設置し、複数の専門職による自宅訪問や相談受付等により、専門医療機関の受診や介護保険サービスの調理、家族支援等を行っている。

3)　認知症生活機能障害に合わせたサービス体制

(ｷ) 町田市認知症施策推進協議会における協議

認知症高齢者とその家族の地域での生活を支える方策を検討することを目的に、地域における保健・医療・福祉関係者、家族会、学識経験者、NPO 法人で構成される認知症施

策推進協議会を設置している。

（ｸ）認知症ケアパスの普及

認知症地域支援推進員による定期的な連絡会を開催し、2013 年度～2014 年度にかけて、認知症ケアパスを作成した。マスコミ等を活用した広報や、パンフレットの作成等により、市民向けに普及活動を実施している。

4） 認知症高齢者、家族をサポートする仕組み

（ｹ）臨床心理士による介護者等相談

高齢者支援センターにて、介護技術や接し方をテーマにした家族介護者教室を定期開催している。また、家族介護者同士が悩み相談や情報交換ができる交流会を開催している。

（ｺ）徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症の人が行方不明になった際に、位置情報検索システムを活用して、家族の問合せに対応している。

（ｻ）認知症カフェの設置

市内 4 カ所の喫茶店と協力し、出張型認知症カフェ「D カフェ」を開催している。D カフェの企画・運営には認知症の本人が参加し、本人が実現したいことを取り入れ、社会とのつながりを持つ場を目指している。

【軽度者向けのサービス提供】

- 認知症の症状が進行した対象者については、公的サービスにより支援ニーズへの対応はある程度できていると考えている。一方で、医学的な診断を受ける前、あるいは診断は受けたものの具体的な支援につながっていない軽度認知症者については、対応ができていない領域が多いと考える。

- 特に、本人の希望と支援とのマッチングは、ニーズが大きいと考えている。マッチングには 2 種類あり、１つはご本人がしてほしいことに対して支援するボランティア等とのマッチングである。市内に約 800 人いる認知症ステップアップ講習の修了者の活動場としての必要性も大きい。もう 1 つは、ご本人が仕事をしたいという希望に対して、それぞれの希望と状態に合った仕事を紹介するマッチングである。現状ではそれぞれの支援者の個人的なネットワークや交渉で仕事を得ているが、これらの仕事情報を集約し、誰でも自分に合った仕事を探せるような仕組みがあると良い。

- 住民の自主活動としては、認知症の人による「本人会議」が市内４カ所目の拠点開設を予定しており、本人が「行きたい」と感じる居場所づくりや、認知症に関する啓発活動を行っている。

- 社会福祉法人による活動も活発であり、認知症の当事者が当事者の悩み相談に応じる「オレンジカフェ」の支部や、本人の希望に応じて謝礼が得られる仕事をアクティビティに組み込むことができるデイサービス「DAYS BLG!」など、認知症の本人の希望に沿った支援を行う取組みが草の根で進んでいる。

- これらの取組みは、特に若年認知症の本人の希望をかなえ、社会参加を進める重要な取組みである。しかし、現状では支援者の個人的なつながりや交渉力により本人の活躍の場を獲得している状況である。それぞれのネットワークをつなげ、ニーズに応じた支援の担い手や仕事等の情報を集約化することができれば、これらの活動を更に拡大させる

ことができると考えている。

【居場所づくり】

- 市内では、多くの地域サロンが運営されているが、参加者が固定化され、減少していく傾向にある。認知症のご本人からは「サロンには行きたくない」「家族に同行されるのではなく、自由に仲間と集える場所がほしい」といった声が上がっており、本人のニーズを運営側が拾いきれていない状況にある。

【介護者の離職防止】

- 町田市では介護離職の実態調査は行われておらず、介護のために離職した市民がどの程度いるのかを把握できていない。そのため、行政として対策を検討する以前に、まずは実態把握を行う必要がある。

②　貴自治体が想定されている認知症高齢者等の支援ニーズに応えるためには、現状の公的サービス、行政施策で対応しようとした場合、どのような課題があるか

【新規予算の獲得について】

- 自治体の財政上、新規事業の予算取りは非常に難しい状況にある。特に、明確に効果が得られると想定できない事業については、議会の理解を得ることは難しいのではないか。新規事業の予算獲得のためには国からの指針や市長の方針など、何らかの形で上からのアクションが必要である。
- そのため、現在手薄な状態にある若年認知症の人への支援に取り組もうとしても、予算が獲得できず実現が難しい。

【個別ニーズへの対応について】

- 行政による施策の性質上、市民に広く同じサービスを提供することは可能であるが、個人ごとに異なるニーズにきめ細かく対応することが難しい面がある。
- 認知症の人の支援ニーズや社会参加ニーズを必要な支援や仕事等とつなげるマッチングサービスは、本人のニーズや障害の程度、その日の体調等に応じて多様な対応が求められる。こういったサービスは行政の仕組みでは実現が難しい。

【介護離職について】

- 介護者の離職の実態把握から取り掛かる必要があり、実際的な支援施策の実施までに時間がかかる。また、労働系の部署の担当分野と重なるため、高齢者福祉課単独での取組みは困難である。
- 町田市は都心の企業に勤務する労働者が多いため、離職の問題は町田市単独で取り組むには適さない。東京都による全都的な取組みが行われるか、町田市と東京都が独自の協力関係を構築する必要がある。

問　認知症施策へのソーシャル・インパクト・ボンドの仕組を活用する上での課題

①貴自治体において、認知症施策の領域で、SIB の仕組を活用することを計画する上で想定される課題は何か。

【SIB の適応可能性】

- 新規事業の試行実施を行うための仕組みとして、様々な分野で可能性を感じる。
- 特にこれまで公的サービスがカバーして来なかった若年認知症の人や、軽度の認知症の人への新しいサービスの創出につながるのであれば、非常に有用である。公的サービスでカバーしていなかった分野であれば、既存の介護補遺兼サービス事業者と利用者が重複することもなく、既存のサービス事業者の事業運営に及ぼす影響も小さいのではないか。

【SIB 導入における課題】

- SIB は成果報酬型で最終的な支出が不確定であるため、新しい仕組みを促進する市長や国の方針が示されなければ、予算の獲得は困難である。また、予算の獲得のためにはある程度明確な効果指標と効果の見通しを説明する必要がある。短期的に明確な効果が測定できないテーマであれば、更に予算獲得は難しい。モデル事業に参画する形であれば実施可能性は比較的高いと考えられる。
- 新規のサービス創出にあたっては、そのサービスを提供する事業者の確保も課題となる。ご本人の希望と必要な支援とのマッチングや、ご本人の希望や状態に応じた仕事の紹介について SIB で試行実施できる機会があれば、活用したいという思いは強い。しかし、市内外でそういった活動を行う組織を探しているが、見つからない状況にある。同種のサービスを既に実施している民間企業や団体が存在しなければ、事業の実施自体が困難なのではないか。
- また、これまでにない新規の取組みを SIB で行うのであれば、行政と共に事業スキームの企画から運営までを行う能力のある企業・団体に参画してもらう必要がある。企画から関与することができる企業・団体は数が限られるのではないか。
- 行政は資金調達に関与することができないため、資金管理を担当する企業・組織の確保が最大の関門である。資金管理やサービス提供者の選定等の管理業務を実行できる企業・団体は、少なくとも市内には存在しない。福祉分野で実績のある団体は、特に投資家からの資金調達業務には慣れておらず、対応が困難であると考えられる。
- ただし、資金調達業務のノウハウがある企業・団体であれば、投資家から資金を呼び込むことは比較的容易であると考えられる。若年認知症の人の就労問題は、企業にとっても重大な課題であることから、資金協力は得やすいのではないか。また、認知症の早期治療につなげる施策の SIB であれば製薬企業からの投資も考えられる。寄付希望者やふるさと納税希望者の資金をSIBに使うことについても、市長や議会の理解が得られれば、制度上は可能ではないか。

② ①の課題を解決する上でもとめる支援策、情報提供等。

【予算について】

- SIB のために予算を獲得することは、現状では困難である。国から SIB 導入に関して指針を出していただく、あるいはモデル事業を実施していただくことで自治体は取組みやすくなるのではないか。
-

【効果指標について】

- 町田市では「認知症にやさしい街づくり指標」を作成しているが、公的サービスでカバーできる指標は限られている。民間の活力を活用することも必要だが、究極的には地域住民が認知症を自分事として捉えることが必要となる。これは認知症に限らず暮らしやすい街づくりには重要な点である。町田市でも、市民活動の一環として「認知症にやさしい街って何でしょう？」というテーマでワークショップが開催されている。一方で、こうした啓発事業の効果は長期的な視点で考える必要がある。
- また、認知症のご本人のしてほしいことと支援とのマッチングや、仕事をしたいという希望と仕事情報とのマッチングサービスについても、効果は確実にあると思われるものの、短期的に予防効果が測定できるという性質のものではないのではないか。
- 短期的かつ明確な効果を測定することが難しい施策で SIB を導入する際に、どういった指標が活用できるのかが分かるとよい。例えば、QOL や満足度等を測定し、「認知症の人を含めて皆が暮らしやすい街になった」という効果を示す指標とするなど、総合的な効果をとらえる指標の活用を想定した事業計画が必要となる。